

# サステナビリティデータ集

組織統治

人権

労働慣行

環境

公正な事業慣行

消費者課題

コミュニティへの参画及びコミュニティの発展

組織統治

■：マテリアリティ

■経済的パフォーマンス	GRI スタンダード	バウンダリー				実績																																																		
		上流	自社 単体	連結	下流	2019年度	2020年度	2021年度																																																
創出、分配した直接的経済価値	201-1	—	●	—	—	<p>ステークホルダーへの経済的価値分配</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ステークホルダー</th> <th colspan="3">分配額 (百万円)</th> <th rowspan="2">金額の算出方法</th> </tr> <tr> <th>2021年度</th> <th>2020年度</th> <th>2019年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取引先</td> <td>246,427</td> <td>208,408</td> <td>251,983</td> <td>売上原価+販管費 (人件費を除く)</td> </tr> <tr> <td>従業員</td> <td>53,204</td> <td>50,805</td> <td>53,991</td> <td>売上原価+販管費 (人件費)</td> </tr> <tr> <td>株主</td> <td>10,277</td> <td>10,431</td> <td>9,950</td> <td>配当金の支払額</td> </tr> <tr> <td>債権者</td> <td>2,158</td> <td>2,747</td> <td>2,762</td> <td>支払利息</td> </tr> <tr> <td>政府・行政</td> <td>12,951</td> <td>11,427</td> <td>16,099</td> <td>法人税等の支払額</td> </tr> <tr> <td>社会</td> <td>214</td> <td>17</td> <td>71</td> <td>寄付(交際費) その他&lt;高校・大学研究室&gt;</td> </tr> <tr> <td>企業内部</td> <td>29,682</td> <td>18,658</td> <td>25,421</td> <td>当期利益-配当支払額</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>354,913</td> <td>302,493</td> <td>360,277</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記「債権者」「政府・行政」は連結、それ以外は横浜ゴム単体を示します。</p>			ステークホルダー	分配額 (百万円)			金額の算出方法	2021年度	2020年度	2019年度	取引先	246,427	208,408	251,983	売上原価+販管費 (人件費を除く)	従業員	53,204	50,805	53,991	売上原価+販管費 (人件費)	株主	10,277	10,431	9,950	配当金の支払額	債権者	2,158	2,747	2,762	支払利息	政府・行政	12,951	11,427	16,099	法人税等の支払額	社会	214	17	71	寄付(交際費) その他<高校・大学研究室>	企業内部	29,682	18,658	25,421	当期利益-配当支払額	合計	354,913	302,493	360,277	
ステークホルダー	分配額 (百万円)			金額の算出方法																																																				
	2021年度	2020年度	2019年度																																																					
取引先	246,427	208,408	251,983	売上原価+販管費 (人件費を除く)																																																				
従業員	53,204	50,805	53,991	売上原価+販管費 (人件費)																																																				
株主	10,277	10,431	9,950	配当金の支払額																																																				
債権者	2,158	2,747	2,762	支払利息																																																				
政府・行政	12,951	11,427	16,099	法人税等の支払額																																																				
社会	214	17	71	寄付(交際費) その他<高校・大学研究室>																																																				
企業内部	29,682	18,658	25,421	当期利益-配当支払額																																																				
合計	354,913	302,493	360,277																																																					
政府から受けた財務援助 (国別内訳)	201-4	—	●	—	—	国、地方自治体から受けた税金や補助金の財務的支援の額は22.4百万円でした。	国、地方自治体から受けた税金や補助金の財務的支援の額は5.1百万円でした。	国、地方自治体から受けた税金や補助金の財務的支援の額は65.9百万円でした。																																																
組織の株式保有構成における政府出資の有無、出資割合		—	●	—	—	株式への政府出資はありません。	株式への政府出資はありません。	株式への政府出資はありません。																																																
政治献金の金額	415-1	—	●	—	—	政治献金はありません。	政治献金はありません。	政治献金はありません。																																																
□税の透明性																																																								
税へのアプローチ ・税務戦略の有無 (ある場合はリンク) ・税務戦略を承認・レビューする取締役または役員レベルのポジションと頻度 ・規制遵守への取り組み ・税への取り組みが事業や持続可能な開発にどのようにリンクしているか	207-1	—	●	●	—	横浜ゴムグループはグループ組織統治方針に基づき、社会規範たる税務関連法令を遵守し、適切な納税を通じた社会貢献を実現するために、グループ税務方針を定めます。 横浜ゴムグループは各国の税務関連法令および、OECD等が示すガイドライン等を遵守することで、グローバル企業としての納税義務を果たします。また、法令等の立法趣旨および精神を理解し、尊重します。	横浜ゴムグループはグループ組織統治方針に基づき、社会規範たる税務関連法令を遵守し、適切な納税を通じた社会貢献を実現するために、グループ税務方針を定めます。 横浜ゴムグループは各国の税務関連法令および、OECD等が示すガイドライン等を遵守することで、グローバル企業としての納税義務を果たします。また、法令等の立法趣旨および精神を理解し、尊重します。	横浜ゴムグループはグループ組織統治方針に基づき、社会規範たる税務関連法令を遵守し、適切な納税を通じた社会貢献を実現するために、グループ税務方針を定めます。 横浜ゴムグループは各国の税務関連法令および、OECD等が示すガイドライン等を遵守することで、グローバル企業としての納税義務を果たします。また、法令等の立法趣旨および精神を理解し、尊重します。																																																
税のガバナンス、コントロールとリスクマネジメント ・税務戦略の責任を負う組織内のガバナンス機関または役員レベルのポジション ・リスクの特定、管理、監視方法を含む税リスクへのアプローチ ・税務ガバナンスと統制の枠組みへのコンプライアンスの評価方法	207-2	—	●	●	—	横浜ゴムグループの税務コーポレートガバナンスはグループ全体のガバナンスに包含されます。また、横浜ゴム株式会社の経理担当取締役の責任のもとで実行されます。 横浜ゴムグループのグループ間取引においては、OECD移転価格ガイドラインに規定する独立企業間原則に基づき、機能とリスクに応じた価格設定を行うことを方針とします。	横浜ゴムグループの税務コーポレートガバナンスはグループ全体のガバナンスに包含されます。また、横浜ゴム株式会社の経理担当取締役の責任のもとで実行されます。 横浜ゴムグループのグループ間取引においては、OECD移転価格ガイドラインに規定する独立企業間原則に基づき、機能とリスクに応じた価格設定を行うことを方針とします。	横浜ゴムグループの税務コーポレートガバナンスはグループ全体のガバナンスに包含されます。また、横浜ゴム株式会社の経理担当取締役の責任のもとで実行されます。 横浜ゴムグループのグループ間取引においては、OECD移転価格ガイドラインに規定する独立企業間原則に基づき、機能とリスクに応じた価格設定を行うことを方針とします。																																																
非倫理的・違法な行動に関する懸念を報告するためのメカニズム		—	●	●	—	横浜ゴムグループが行う税務プランニングは、事業実態を踏まえた上で、事業目的に基づいて適切に実施し、タックスヘイブンや資本構造を利用した租税回避目的での税務プランニングの防止に努めます。	横浜ゴムグループが行う税務プランニングは、事業実態を踏まえた上で、事業目的に基づいて適切に実施し、タックスヘイブンや資本構造を利用した租税回避目的での税務プランニングの防止に努めます。	横浜ゴムグループが行う税務プランニングは、事業実態を踏まえた上で、事業目的に基づいて適切に実施し、タックスヘイブンや資本構造を利用した租税回避目的での税務プランニングの防止に努めます。																																																
税に関する開示の保証プロセス		—	●	●	—	外部監査により開示情報の確認を受けています	外部監査により開示情報の確認を受けています	外部監査により開示情報の確認を受けています																																																
税に関するステークホルダーエンゲージメントと懸念事項の管理 ・税務当局とのエンゲージメント ・税に関する公共政策のアドボカシーの取り組み ・外部の利害関係者を含む利害関係者の見解と懸念を収集し、検討するためのプロセス	207-3	—	●	●	—	横浜ゴムグループは、各国の税務当局と良好で健全な関係を築き、税務調査等における当局の要請に対して、真摯かつ誠実に対応します。また、税務当局との見解の相違が生じた場合には、当局との対話に努め、税務関連法令等に則った問題解決にあたります。	横浜ゴムグループは、各国の税務当局と良好で健全な関係を築き、税務調査等における当局の要請に対して、真摯かつ誠実に対応します。また、税務当局との見解の相違が生じた場合には、当局との対話に努め、税務関連法令等に則った問題解決にあたります。	横浜ゴムグループは、各国の税務当局と良好で健全な関係を築き、税務調査等における当局の要請に対して、真摯かつ誠実に対応します。また、税務当局との見解の相違が生じた場合には、当局との対話に努め、税務関連法令等に則った問題解決にあたります。																																																
国別のレポートニング	207-4	—	●	●	—	148.4億円 (国内69.2億円、海外79.2億円)	123.6億円 (国内55.9億円、海外67.7億円)	138.2億円 (国内52.9億円、海外85.3億円)																																																

人権

■：マテリアリティ ☆：KPI

指標	GRI スタンダード	バウンダリー				実績		
		上流	単体	連結	下流	2019年度	2020年度	2021年度
■児童労働								
☆ 児童労働に関してリスクがあると特定した業務（製造工場など）やサプライヤーの数	408-1	●	●	●	—	児童労働に関してリスクがあると特定した業務やサプライヤーはありません。（0件）	児童労働に関してリスクがあると特定した業務やサプライヤーはありません。（0件）	児童労働に関してリスクがあると特定した業務やサプライヤーはありません。（0件）
年少労働者（18歳未満）による危険有害労働の従事		●	●	●	—	従事はありません	従事はありません	従事はありません
上記問題が存在する国や地域		●	●	●	—	なし	なし	なし
児童労働の根絶のため行った対策		●	●	●	—	アンケート・ヒアリングの実施	アンケート・ヒアリングの実施	アンケート・ヒアリングの実施
児童労働防止策(有無)		●	●	●	—	有り（行動指針・CSR調達ガイドラインなどで規定・CSR教育の実施）	有り（行動指針・CSR調達ガイドラインなどで規定・CSR教育の実施）	有り（行動指針・CSR調達ガイドラインなどで規定・CSR教育の実施）
■強制労働								
☆ 強制労働に関してリスクがあると特定した業務（製造工場など）やサプライヤーの数と種類	409-1	●	●	●	—	強制労働に関してリスクがあると特定した業務やサプライヤーはありません。（0件）	強制労働に関してリスクがあると特定した業務やサプライヤーはありません。（0件）	強制労働に関してリスクがあると特定した業務やサプライヤーはありません。（0件）
上記問題が存在する国や地域		●	●	●	—	なし	なし	なし
強制労働の根絶のため行った対策		●	●	●	—	アンケート・ヒアリングの実施	アンケート・ヒアリングの実施	アンケート・ヒアリングの実施
強制労働防止策（有無）		●	●	●	—	有り（行動指針・CSR調達ガイドラインなどで規定・CSR教育の実施）	有り（行動指針・CSR調達ガイドラインなどで規定・CSR教育の実施）	有り（行動指針・CSR調達ガイドラインなどで規定・CSR教育の実施）
■人権に関する苦情処理制度								
☆ 正式な苦情処理制度に申し立てのあった人権に関連する苦情の総件数	103-1, 103-2, 103-3	●	—	—	—	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした（0件）	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした（0件）	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした（0件）
上記のうち、対応した人権に関連する苦情件数		—	●	●	—	苦情処理制度に申し立てのあった人権に関する苦情はありませんでした。（0件）	苦情処理制度に申し立てのあった人権に関する苦情はありませんでした。（0件）	苦情処理制度に申し立てのあった人権に関する苦情はありませんでした。（0件）
上記のうち、解決した人権に関連する苦情件数		●	—	—	—	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした（0件）	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした（0件）	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした（0件）
以前から申し立てがあった人権に関連する苦情で、解決した件数		—	●	●	—	0件	0件	0件
人権レビューやインパクト評価の対象とした事業所の総数とその割合（国別）		412-1	—	●	—	—	日本、米国、カナダ、オーストラリア、ドイツ、イタリア、フィリピン、ベトナム、中国、タイ、ロシア、インド、インドネシアなど15カ国の45事業所（59%）	日本、米国、カナダ、オーストラリア、ドイツ、イタリア、フィリピン、ベトナム、中国、タイ、ロシア、インド、インドネシアなど15カ国の45事業所（59%）
人権をテーマに従業員研修の総時間数		—	●	●	—	3,188時間	1,641時間	733時間
人権をテーマにした研修を受けた従業員数の割合	412-2	—	●	●	—	単体：100%（集合研修受講対象者対比）、100%（e-learningは全員受講） 連結：77%	単体：100%（集合研修受講対象者対比）、100%（e-learningは全員受講） 連結：64%	単体：100%（集合研修受講対象者対比）、100%（e-learningは全員受講） 連結：43% ※バウンダリーを拡大した
□差別事例								
発生した差別事例の総件数	406-1	●	—	—	—	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした（0件）	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした（0件）	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした（0件）
上記、差別事例の状況と実施した措置		—	●	●	—	総件数：1件（単体0件、連結1件） ※（連結）労働慣行も含む相談件数は243件	総件数：0件（単体0件、連結0件） ※（連結）労働慣行も含む相談件数は246件	総件数：1件（単体0件、連結1件） ※（連結）労働慣行も含む相談件数は172件
□結社の自由と団体交渉								
結社の自由や団体交渉の権利行使が侵害されるリスクがあると特定した業務（製造工場など）やサプライヤーの数と種類	407-1	●	●	●	—	結社の自由や団体交渉の権利行使が侵害されるリスクがあると特定した業務やサプライヤーはありません。（0件）	結社の自由や団体交渉の権利行使が侵害されるリスクがあると特定した業務やサプライヤーはありません。（0件）	結社の自由や団体交渉の権利行使が侵害されるリスクがあると特定した業務やサプライヤーはありません。（0件）
上記問題が存在する国や地域		●	●	●	—	なし	なし	なし
□保安慣行								
人権方針や特定の手順およびその保安業務への適用について正式な研修を受けた保安要員の割合	410-1	—	●	●	—	46%	55%	43%
□先住民の権利								
先住民族の権利を侵害したと特定された事例の総件数（事例と実施中、実行済み、実施不要となった救済計画を含む）	411-1	●	●	●	—	アンケート・ヒアリングや苦情などの範囲ではありませんでした（0件）	アンケート・ヒアリングや苦情などの範囲ではありませんでした（0件）	アンケート・ヒアリングや苦情などの範囲ではありませんでした（0件）
人権政策(有無)		●	—	—	—	方針・行動指針で規定しているところもある（アンケート・ヒアリングの範囲で）	方針・行動指針で規定しているところもある（アンケート・ヒアリングの範囲で）	方針・行動指針で規定しているところもある（アンケート・ヒアリングの範囲で）
国連グローバル・コンパクト(加盟・非加盟)		—	●	●	—	有り（行動指針にて規定） コンプライアンスカードを配布・周知	有り（行動指針にて規定） コンプライアンスカードを配布・周知	有り（行動指針にて規定） コンプライアンスカードを配布・周知
内部告発者保護ポリシー(有無)		—	●	●	—	有り	有り	有り

労働慣行

■：マテリアリティ ☆：KPI

指標	GRI スタンダード	バウンダリー				実績		
		上流	自社		下流	2019年度	2020年度	2021年度
			単体	連結				
<p>■労働安全衛生</p> <p>労働安全衛生マネジメントシステムが導入されているか否か また導入しているマネジメントシステムの標準（法的要求があるかも含め）</p>	403-1	—	●	●	—	導入済み (JISHA方式適格OSHMS、OHSAS18001、ISO45001)	導入済み (JISHA方式適格OSHMS、OHSAS18001、ISO45001)	導入済み (JISHA方式適格OSHMS、ISO45001)
<p>上記、労働安全衛生マネジメントシステムが対象とする労働者、事業活動および職場の範囲</p>		—	●	●	—	生産事業所	生産事業所	生産事業所
<p>労働関連の危険性(ハザード)を特定し、リスクを評価し、危険性を排除しリスクを最小限に抑えるためのプロセス</p>	403-2	—	●	●	—	各事業所で安全衛生活動の実行計画にリスクアセスメントを組み込み、リスクの抽出・評価・対策・対策後再評価・残留リスク共有を行っている。また、公開作業観察や安全パトロールを計画的に行い、リスク抽出と対策を行っている。	各事業所で安全衛生活動の実行計画にリスクアセスメントを組み込み、リスクの抽出・評価・対策・対策後再評価・残留リスク共有を行っている。また、公開作業観察や安全パトロールを計画的に行い、リスク抽出と対策を行っている。	各事業所で安全衛生活動の実行計画にリスクアセスメントを組み込み、リスクの抽出・評価・対策・対策後再評価・残留リスク共有を行っている。また、公開作業観察や安全パトロールを計画的に行い、リスク抽出と対策を行っている。
<p>労働関連の危険な状況を労働者が報告するプロセス</p>		—	●	●	—	ヒヤリハット抽出改善活動、チョコ停提出改善活動、止める呼ぶ待つ抽出改善活動、やりにくい作業の抽出改善活動、作業観察による標準作業書整備活動。	ヒヤリハット抽出改善活動、チョコ停提出改善活動、止める呼ぶ待つ抽出改善活動、やりにくい作業の抽出改善活動、作業観察による標準作業書整備活動。	ヒヤリハット抽出改善活動、チョコ停提出改善活動、止める呼ぶ待つ抽出改善活動、やりにくい作業の抽出改善活動、作業観察による標準作業書整備活動。
<p>労働者が傷害や疾病・体調不良を引き起こす可能性がある（安全でない）労働状況を拒否・停止する方針とプロセス また、労働者が報復措置からどのように保護されているかの説明</p>		—	●	●	—	横浜ゴムグループの安全理念・安全方針において、安全第一を謳っており、高リスク業務には従事させることがないように取り組んでいる。また、リスクアセスメント要領により、高リスクの作業条件を明確に規定し、労働者を保護している。また、本取り組みは労働組合とも連携し、労働者の安全を図っている。	横浜ゴムグループの安全理念・安全方針において、安全第一を謳っており、高リスク業務には従事させることがないように取り組んでいる。また、リスクアセスメント要領により、高リスクの作業条件を明確に規定し、労働者を保護している。また、本取り組みは労働組合とも連携し、労働者の安全を図っている。	横浜ゴムグループの安全理念・安全方針において、安全第一を謳っており、高リスク業務には従事させることがないように取り組んでいる。また、リスクアセスメント要領により、高リスクの作業条件を明確に規定し、労働者を保護している。また、本取り組みは労働組合とも連携し、労働者の安全を図っている。
<p>労働関連の事故があった場合の調査プロセス</p>		—	●	●	—	事故発生後、事業所安全衛生委員会による発生事象・背景・発生要因の調査・対策（暫定・恒久）の検討を行う。その情報は、安全衛生推進室が精査すると共に、グループ会社を含んだ全社に展開を行い共有化している。	事故発生後、事業所安全衛生委員会による発生事象・背景・発生要因の調査・対策（暫定・恒久）の検討を行う。その情報は、安全衛生推進室が精査すると共に、グループ会社を含んだ全社に展開を行い共有化している。	事故発生後、事業所安全衛生委員会による発生事象・背景・発生要因の調査・対策（暫定・恒久）の検討を行う。その情報は、安全衛生推進室が精査すると共に、グループ会社を含んだ全社に展開を行い共有化している。
<p>危険性の特定と排除、リスクの最小化に寄与する労働衛生に関するサービス</p>	403-3	—	●	●	—	各事業所に産業医を配置し、安全衛生のアドバイスおよび応急処置を行う体制をとっている。また、各事業所に一定の教育を受けた安全衛生担当者や衛生管理者資格を持つ安全担当者を配置し、労働衛生の管理運用を行っている。	各事業所に産業医を配置し、安全衛生のアドバイスおよび応急処置を行う体制をとっている。また、各事業所に一定の教育を受けた安全衛生担当者や衛生管理者資格を持つ安全担当者を配置し、労働衛生の管理運用を行っている。	各事業所に産業医を配置し、安全衛生のアドバイスおよび応急処置を行う体制をとっている。また、各事業所に一定の教育を受けた安全衛生担当者や衛生管理者資格を持つ安全担当者を配置し、労働衛生の管理運用を行っている。
<p>上記、労働衛生に関するサービスの質とアクセスの担保の方法</p>		—	●	●	—	労働安全衛生法令に基づき、産業医および衛生管理者の配置や安全衛生委員会の運用を行っている。また、産業医・衛生管理者・安全衛生委員会メンバー・安全衛生担当者によるパトロールを行いチェックしている。	労働安全衛生法令に基づき、産業医および衛生管理者の配置や安全衛生委員会の運用を行っている。また、産業医・衛生管理者・安全衛生委員会メンバー・安全衛生担当者によるパトロールを行いチェックしている。	労働安全衛生法令に基づき、産業医および衛生管理者の配置や安全衛生委員会の運用を行っている。また、産業医・衛生管理者・安全衛生委員会メンバー・安全衛生担当者によるパトロールを行いチェックしている。
<p>・労働安全衛生マネジメントシステムの開発、実施、評価における労働者の参加と協議のプロセス ・労働者が労働安全衛生に関する情報を入手し、関連情報を伝達するためのプロセス</p>	403-4	—	●	●	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央安全衛生委員会（単体）</li> <li>横浜ゴムグループ全体の安全衛生に関する方針、施策の審議</li> <li>・事業所安全衛生委員会（連結）</li> <li>上記の方針、施策を各拠点で展開</li> <li>・部門安全衛生委員会（連結）</li> <li>上記の方針、施策を各部門の全ての従業員に展開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央安全衛生委員会（単体）</li> <li>横浜ゴムグループ全体の安全衛生に関する方針、施策の審議</li> <li>・事業所安全衛生委員会（連結）</li> <li>上記の方針、施策を各拠点で展開</li> <li>・部門安全衛生委員会（連結）</li> <li>上記の方針、施策を各部門の全ての従業員に展開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央安全衛生委員会（単体）</li> <li>横浜ゴムグループ全体の安全衛生に関する方針、施策の審議</li> <li>・事業所安全衛生委員会（連結）</li> <li>上記の方針、施策を各拠点で展開</li> <li>・部門安全衛生委員会（連結）</li> <li>上記の方針、施策を各部門の全ての従業員に展開</li> </ul>
<p>労使合同安全衛生委員会の責任者、会議の頻度、意思決定機関に関する説明。また、これらの委員会に代表されていない労働者がいる場合、その理由</p>		—	●	●	—	<p>組合との正式な協定の中に安全衛生は組み込まれています。（国内：「労働協約書 第17条」で規定）</p> <p>国内は本部－支部の関係で各地域事業所と結ばれている。海外事業所については、組合がある事業所については、同等の内容となっている。</p>	<p>組合との正式な協定の中に安全衛生は組み込まれています。（国内：「労働協約書 第17条」で規定）</p> <p>国内は本部－支部の関係で各地域事業所と結ばれている。海外事業所については、組合がある事業所については、同等の内容となっている。</p>	<p>組合との正式な協定の中に安全衛生は組み込まれています。（国内：「労働協約書 第17条」で規定）</p> <p>国内は本部－支部の関係で各地域事業所と結ばれている。海外事業所については、組合がある事業所については、同等の内容となっている。</p>
<p>労働安全衛生に関する労働者研修（従業員対象、派遣・請負など非従業員対象）</p>	403-5	—	●	●	—	従業員を対象に、入社時教育・配属前教育・配属時教育・配属後職場教育を実施。また、配置後もテーマ別に安全衛生教育を実施している（危険感度向上をテーマとする危険体感訓練、危険予知能力向上をテーマとする危険予知訓練など）。非従業員（派遣・請負）に対しても、従業員と同様の教育を行う機会を設定している。	従業員を対象に、入社時教育・配属前教育・配属時教育・配属後職場教育を実施。また、配置後もテーマ別に安全衛生教育を実施している（危険感度向上をテーマとする危険体感訓練、危険予知能力向上をテーマとする危険予知訓練など）。非従業員（派遣・請負）に対しても、従業員と同様の教育を行う機会を設定している。	従業員を対象に、入社時教育・配属前教育・配属時教育・配属後職場教育を実施。また、配置後もテーマ別に安全衛生教育を実施している（危険感度向上をテーマとする危険体感訓練、危険予知能力向上をテーマとする危険予知訓練など）。非従業員（派遣・請負）に対しても、従業員と同様の教育を行う機会を設定している。
<p>業務に起因しない医療およびヘルスクア・サービスへの労働者のアクセスと、提供される範囲、アクセスの促進方法</p>	403-6	—	●	●	—	各国の法令に則り健康診断を実施。実施前の啓発活動、実施後の2次検診推進の為の啓発活動を実施している。	各国の法令に則り健康診断を実施。実施前の啓発活動、実施後の2次検診推進の為の啓発活動を実施している。	各国の法令に則り健康診断を実施。実施前の啓発活動、実施後の2次検診推進の為の啓発活動を実施している。
<p>労働者に提供される任意の健康増進サービスおよびプログラムの説明と、これらのサービスやプログラムへの労働者のアクセスの促進方法</p>		—	●	●	—	禁煙コンサルティングの場の提供、人間ドック支援、インフルエンザ予防接種支援、メンタルヘルスコンサルティングの場の提供など。	禁煙コンサルティングの場の提供、人間ドック支援、インフルエンザ予防接種支援、メンタルヘルスコンサルティングの場の提供など。	禁煙コンサルティングの場の提供、人間ドック支援、インフルエンザ予防接種支援、メンタルヘルスコンサルティングの場の提供など。

ビジネス上の関係により、運営、製品またはサービスに直接関連する労働安全衛生上の重大なマイナスの影響を防止、緩和するための方法と、関連する危険性	403-7	●	—	—	●	外注業者の依頼時及び作業開始前の手順確認や危険予知などの安全確認ミーティングを実施。連休工事前に協力業者との安全ミーティングを実施。また、仕入先からの原材料調達においてグリーン調達ガイドラインにもとづき安全を確認し使用している。	外注業者の依頼時及び作業開始前の手順確認や危険予知などの安全確認ミーティングを実施。連休工事前に協力業者との安全ミーティングを実施。また、仕入先からの原材料調達においてグリーン調達ガイドラインにもとづき安全を確認し使用している。	外注業者の依頼時及び作業開始前の手順確認や危険予知などの安全確認ミーティングを実施。連休工事前に協力業者との安全ミーティングを実施。また、仕入先からの原材料調達においてグリーン調達ガイドラインにもとづき安全を確認し使用している。
法的要件または公式の標準・手引きに基づく労働安全衛生システムを導入しているか	403-8	—	●	●	—	労働安全衛生マネジメントシステム（JISHA方式適格OSHMS、OHSAS18001、ISO45001）を導入し運用している。	労働安全衛生マネジメントシステム（JISHA方式適格OSHMS、OHSAS18001、ISO45001）を導入し運用している。	労働安全衛生マネジメントシステム（JISHA方式適格OSHMS、ISO45001）を導入し運用している。
システムの対象となっている、従業員数および、従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者数と割合		—	●	●	—	生産事業所の従業員、生産事業所内で働く非正規従業員	生産事業所の従業員、生産事業所内で働く非正規従業員	生産事業所の従業員、生産事業所内で働く非正規従業員
内部監査を受けたシステムの対象となっている従業員、および従業員ではないが組織の管理下にある労働者数と割合		—	●	●	—	生産事業所の従業員、生産事業所内で働く非正規従業員	生産事業所の従業員、生産事業所内で働く非正規従業員	生産事業所の従業員、生産事業所内で働く非正規従業員
外部監査または認証を受けたシステムの対象となっている、従業員数および、従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者数と割合		—	●	●	—	生産事業所の従業員、生産事業所内で働く非正規従業員	生産事業所の従業員、生産事業所内で働く非正規従業員	生産事業所の従業員、生産事業所内で働く非正規従業員
上記から除外されている労働者の説明		—	●	●	—	外部委託の労働者	外部委託の労働者	外部委託の労働者
データの収集方法・前提条件		—	●	●	—	システムへの登録範囲による	システムへの登録範囲による	システムへの登録範囲による
☆ 労働災害について、従業員の傷害の種類と傷害率、業務上疾病率、休業日数率、欠勤率、業務上の死亡者数、労働時間等	403-9	—	●	●	—	(連結) 休業度数率0.26 (百万時間) (国内) 0.30 (海外) 0.24 (百万時間) 業務上の死亡者数 0	(連結) 休業度数率0.20 (百万時間) (国内) 0.31 (海外) 0.15 (百万時間) 業務上の死亡者数 0	(連結) 休業度数率0.18 (百万時間) (国内) 0.45 (海外) 0.07 (百万時間) 業務上の死亡者数 0
従業員以外で、横浜ゴムの管理下にある労働者の労働災害について、傷害の種類と傷害率、業務上の死亡者数、労働時間等		—	●	●	—	(国内) 0.44 (海外) 0.0 (百万時間) 業務上の死亡者数 0	(国内) 0.44 (海外) 0.0 (百万時間) 業務上の死亡者数 0	(国内) 1.83 (海外) 0.0 (百万時間) 業務上の死亡者数 0
重大結果につながる傷害のリスクを引き起こす危険性 ・危険性の特定方法 ・これらの危険性のどれが、報告期間中、重大結果に繋がる傷害を引き起こしたのか ・上記に対する対策		—	●	●	—	重大災害なし	重大災害あり	重大災害なし
上記のような災害統計の記録や報告に関する規則。また、その規則がカバーしている主要な業務や地域		—	●	●	—	全ての業務と地域において、「労働災害・事故発生時の連絡・報告要領」を設定し運用しています。(アライアンスタイヤグループを除く)	全ての業務と地域において、「労働災害・事故発生時の連絡・報告要領」を設定し運用しています。(アライアンスタイヤグループを除く)	全ての業務と地域において、「労働災害・事故発生時の連絡・報告要領」を設定し運用しています。(アライアンスタイヤグループを除く)
従業員の労働関連の疾病・体調不良による死亡者数、記録対象となる労働関連の疾病・体調不良の発症数、主な疾病の種類	403-10	—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし
派遣・請負などの労働者の労働関連の疾病・体調不良による死亡者数、記録対象となる労働関連の疾病・体調不良の発症数、主な疾病の種類		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし
上記から除外されている労働者の説明		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし
データの収集方法・前提条件		—	●	●	—	安全衛生委員会報告	安全衛生委員会報告	安全衛生委員会報告
健康・安全政策(有無)		—	●	●	—	有り：6つの基本活動項目を設定。①法の遵守と基盤確立 ②安全な人づくり ③設備の安全化 ④快適な職場作り ⑤心と身体の健康づくり ⑥交通事故の防止	有り：6つの基本活動項目を設定。①法の遵守と基盤確立 ②安全な人づくり ③設備の安全化 ④快適な職場作り ⑤心と身体の健康づくり ⑥交通事故の防止	有り：6つの基本活動項目を設定。①法の遵守と基盤確立 ②安全な人づくり ③設備の安全化 ④快適な職場作り ⑤心と身体の健康づくり ⑥交通事故の防止
従業員負傷数		—	●	●	—	11名(休業災害人数)	8名(死亡・休業災害人数)	8名(休業災害人数)
傷害事故によるロスタイム		—	●	●	—	1,824hr	183,768hr (死亡災害の損失日数を7,500日として計算)	4,296hr
傷害事故による非就労時間率(%)		—	●	●	—	129.44	13,839.25	317.01
記録可能事故率(%)		—	●	●	—	0.11	0.09	0.10
死亡者数 - 従業員		—	●	●	—	0名	1名	0名
死亡者数 - 契約業者		—	●	●	—	0名	0名	0名
死亡者数-第三者		—	●	●	—	0名	0名	0名
■ 研修および教育								
☆ 従業員一人当たりの年間平均研修時間 (男女別、従業員区分別)	404-1	—	—	●	—	(連結) 男性：31.4時間、女性：43.7時間	(連結) 男性：10.4時間、女性：10.1時間	(連結) 男性：16.3時間、女性：11.9時間
従業員のスキルアップのために実施した研修の種類	404-2	—	●	●	—	(単独) 新入社員研修、テクノカレッジ、階層別研修、再雇用前研修など計31コースを実施しています。 (連結) ISO、EHS他、各種実務者向け教育を実施しています。	(単独) 新入社員研修、テクノカレッジ、階層別研修、再雇用前研修など計31コースを実施しています。 (連結) ISO、EHS他、各種実務者向け教育など計48コースを実施しています。	(単独) 新入社員研修、テクノカレッジ、階層別研修、再雇用前研修など計57コースを実施しています。 (連結) ISO、EHS他、各種実務者向け教育など計111コースを実施しています。

退職を間近に控えた従業員や、退職した従業員を支援するためのプログラムの有無 ・退職前プランの策定支援 ・継続勤務を予定する人のための再研修 ・退職金の有無 ・退職金について年齢・勤続年数を考慮しているかどうか ・就職斡旋サービス ・退職後の生活についてのカウンセリング	404-2	—	●	●	—	・退職前プランの策定支援：有り ・継続勤務を予定する人のための再研修：有り ・退職金の有無：有り ・退職金について年齢・勤続年数を考慮：有り ・就職斡旋サービス：有り ・退職後の生活についてのカウンセリング：有り	・退職前プランの策定支援：有り ・継続勤務を予定する人のための再研修：有り ・退職金の有無：有り ・退職金について年齢・勤続年数を考慮：有り ・就職斡旋サービス：有り ・退職後の生活についてのカウンセリング：有り	・退職前プランの策定支援：有り ・継続勤務を予定する人のための再研修：有り ・退職金の有無：有り ・退職金について年齢・勤続年数を考慮：有り ・就職斡旋サービス：有り ・退職後の生活についてのカウンセリング：有り	
従業員の研修のために使った費用		—	●	●	—	(単体) 293百万円、(連結) 711百万円	(単体) 143百万円、(連結) 230百万円	(単体) 114百万円、(連結) 228百万円	
業績やキャリア開発について、定期的な評価を受けている(面談など)従業員の比率(男女別、従業員区分別) ※従業員区分は、職位(上級管理職、中間管理職など)や、職務技能(技術、総務、製造など)の分類・区分で報告	404-3	—	●	—	—	男性：100% 女性：100%	男性：100% 女性：100%	男性：100% 女性：100%	
社員研修時間数		—	—	●	—	(連結) 男性：31.4時間、女性：43.7時間	(連結) 男性：10.4時間、女性：10.1時間	(連結) 男性：16.3時間、女性：11.9時間	
研修方針(有無)		—	●	●	—	有り	有り	有り	
従業員CSRトレーニング(有無)		—	●	●	—	有り	有り	有り	
■多様性と機会均等									
☆ 従業員の内訳(性別、年齢(30歳未満/30-50歳/50歳超)、国籍別に)	405-1	—	●	●	—	男性86.3%、女性：13.5% (単体) (連結) 男 女 総計 男 女 総計 30歳未満 17% 2% 19% 20% 3% 23% 30-50歳 61% 5% 66% 52% 9% 60% 50歳超 15% 1% 16% 15% 2% 17%	男性87.9%、女性：12.1% (単体) (連結) 男 女 総計 男 女 総計 30歳未満 15% 2% 17% 19% 10% 22% 30-50歳 61% 5% 66% 55% 30% 63% 50歳超 17% 1% 18% 14% 6% 15%	男性88.0%、女性：12.0% (単体) (連結) 男 女 総計 男 女 総計 30歳未満 13% 1% 15% 19% 12% 21% 30-50歳 61% 5% 65% 56% 35% 64% 50歳超 19% 1% 20% 13% 6% 15%	
取締役会メンバーの内訳(性別、年齢(30歳未満/30-50歳/50歳超)、国籍別に)		—	●	●	—	男性：15名(93.7%) 女性：1名(6.3%) 30歳未満：- 30-50歳：1名(6.3%) 50歳超：93.7% 国籍：日本他	男性：15名(93.7%) 女性：1名(6.3%) 30歳未満：- 30-50歳：1名(6.3%) 50歳超：93.7% 国籍：日本他	男性：14名(87.5%) 女性：2名(12.5%) 30歳未満：- 30-50歳：2名(12.5%) 50歳超：87.5% 国籍：日本他	
雇用機会均等政策(有無)		—	●	●	—	有り	有り	有り	
□労働慣行に関する苦情処理制度									
正式な苦情処理制度に申し立てのあった労働慣行に関連する苦情の総件数	103-1, 103-2, 103-3	●	—	—	—	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした(0件)	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした(0件)	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした(0件)	
※「通報相談窓口」への通報・相談件数		—	●	●	—	74件	74件	149件	
上記のうち、対応した労働慣行に関連する苦情件数		●	—	—	—	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした(0件)	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした(0件)	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした(0件)	
上記のうち、解決した労働慣行に関連する苦情件数		—	●	●	—	74件	74件	149件	
以前から申し立てがあった労働慣行に関連する苦情で、解決した件数		●	—	—	—	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした(0件)	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした(0件)	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした(0件)	
		—	●	●	—	—	—	—	
□雇用									
新規雇用した人数と内訳(年齢、性別、地域)	401-1	—	●	●	—	(連結) 男性：3,392名、女性：465名 男 女 計 30歳未満 2,190名 252名 2,442名 30-50歳 1,080名 171名 1,251名 50歳超 122名 42名 164名 (単体) 男性：176名、女性：28名 男 女 計 30歳未満 135名 17名 152名 30-50歳 36名 10名 46名 50歳超 5名 1名 6名	(連結) 男性：1,802名、女性：219名 男 女 計 30歳未満 1,023名 130名 1,153名 30-50歳 724名 77名 801名 50歳超 55名 12名 67名 (単体) 男性：193名、女性：28名 男 女 計 30歳未満 150名 18名 168名 30-50歳 35名 6名 41名 50歳超 8名 4名 12名	(連結) 男性：2,767名、女性：370名 男 女 計 30歳未満 1,737名 159名 1,896名 30-50歳 952名 189名 1,141名 50歳超 78名 22名 100名 (単体) 男性：200名、女性：23名 男 女 計 30歳未満 117名 10名 127名 30-50歳 76名 11名 87名 50歳超 7名 2名 9名	

フルタイム従業員で離職した人数と内訳（年齢、性別、地域）	401-1	—	●	●	—	(連結) 男性：1,509名、女性：161名 男 女 計 30歳未満 591名 48名 639名 30-50歳 726名 74名 800名 50歳超 192名 39名 231名  (単体) 男性：190名、女性：24名 男 女 計 30歳未満 51名 8名 59名 30-50歳 75名 8名 83名 50歳超 64名 8名 72名	(連結) 男性：1,076名、女性：102名 男 女 計 30歳未満 391名 43名 434名 30-50歳 490名 43名 533名 50歳超 195名 15名 210名  (単体) 男性：241名、女性：19名 男 女 計 30歳未満 61名 9名 70名 30-50歳 89名 7名 96名 50歳超 91名 3名 94名	(連結) 男性：1,635名、女性：262名 男 女 計 30歳未満 651名 65名 716名 30-50歳 757名 163名 920名 50歳超 227名 34名 261名  (単体) 男性：259名、女性：22名 男 女 計 30歳未満 99名 5名 104名 30-50歳 66名 10名 76名 50歳超 94名 7名 101名
正社員には標準支給しているが、派遣社員やアルバイトには支給しない給付（重要拠点別）  ・生命保険 ・医療 ・身体障害、病気補償 ・育児休暇 ・定年退職金 ・持ち株制度	401-2	—	●	—	—	—	—	—
出産・育児休暇の権利を有する人数、取得者数、復職数、定着数（男女別） 出産・育児休暇後の復職率と定着率（男女別）	401-3	—	●	—	—	(単体) 定着率 100% 男 女 権利を有する人数 402名 39名 取得者数 251名 39名 復職数 251名 39名	(単体) 定着率 97% 男 女 権利を有する人数 385名 35名 取得者数 255名 35名 復職数 255名 34名	(単体) 定着率 100% 男 女 権利を有する人数 377名 36名 取得者数 250名 36名 復職数 250名 36名  (連結) 定着率 90% 男 女 権利を有する人数 5,074名 1,079名 取得者数 428名 126名 復職数 391名 107名
従業員総数		—	●	●	—	27,428名	27,252名	27,222名
従業員回転率		—	●	●	—	—	—	—
平均勤続年数		—	●	—	—	16.2年	16.7年	17.4年
従業員平均年齢		—	●	—	—	39.1歳	40.0歳	41.0歳
女性管理職*比率(%) *課長職・部長職クラス		—	●	●	—	9.89%	7.36%	8.53%
従業員マイノリティー比率(%)		—	●	●	—	—	—	—
障害者従業員(%)		—	●	—	—	2.44%	2.54%	2.59%
マイノリティー管理職比率(%)		—	●	●	—	—	—	—
<input type="checkbox"/> 労使関係								
従業員に著しい影響を与える業務変更を行う場合、従業員や従業員代表に事前に知らせる通知期間	402-1	—	●	●	—	転勤・異動など：10日間（国内）/3ヵ月（海外）	転勤・異動など：10日間（国内）/3ヵ月（海外）	転勤・異動など：10日間（国内）/3ヵ月（海外）
上記通知期間は、労働協約に定められているか、否か。		—	●	●	—	就業規則で決めています。（国内）	就業規則で決めています。（国内）	就業規則で決めています。（国内）
組合加入従業員比率(%)		—	●	—	—	93%	92%	92%
<input type="checkbox"/> 男女同一報酬								
女性の基本給と報酬総額の対男性比（従業員区分別、拠点別）	405-2	—	●	●	—	男女差はありません	男女差はありません	男女差はありません
公平な報酬政策(有無)		—	●	●	—	有り	有り	有り
<input type="checkbox"/> 確定給付型年金制度の組織負担の範囲								
退職金積み立て制度の有無	201-3	—	●	●	—	有り（国内）	有り（国内）	有り（国内）
上記積み立て制度がある場合、これは義務的参加か、もしくは任意か。また、地域的 制度か、もしくは国別の制度か。		—	●	●	—	国別の制度	国別の制度	国別の制度
退職金制度について		—	●	●	—	当社退職金は退職一時金と確定拠出年金の二つからなり、ほぼ6 対4の比率になっています。退職一時金は一時金支給のみで年金 支給はありません。（国内）	当社退職金は退職一時金と確定拠出年金の二つからなり、ほぼ6 対4の比率になっています。退職一時金は一時金支給のみで年金 支給はありません。（国内）	当社退職金は退職一時金と確定拠出年金の二つからなり、ほぼ6 対4の比率になっています。退職一時金は一時金支給のみで年金 支給はありません。（国内）

環境

■：マテリアリティ ☆：KPI

指標		バウンダリー				実績		
■エネルギー	GRI スタンダード	上流	自社		下流	2019年度	2020 年度	2021 年度
			単体	連結				
☆ エネルギー総消費量	302-1	—	●	●	—	1,787,203 MWh	1,678,571 MWh	1,858,043 MWh
上記のうち、再生可能なエネルギーの消費量		—	●	●	—	5,453 MWh	8,182 MWh	28,669 MWh
電力、暖房、冷房、蒸気の総消費量		—	●	●	—	828.543 MWh	786,523 MWh	872,437 MWh
電力、暖房、冷房、蒸気の販売量		—	●	●	—	電力、暖房、冷房、蒸気の販売はありません。	電力、暖房、冷房、蒸気の販売はありません。	電力、暖房、冷房、蒸気の販売はありません。
上記算出に使用した基準や前提条件等		—	●	●	—	省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）、温対法（地球温暖化対策推進法）		
上記算出に使用した変換係数の情報源	—	●	●	—	環境省・経済産業省のガイドライン「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.6)」、サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン（Ver2.3）、同算定のための排出原単位データベース（ver3.0）、GHGプロトコル	環境省・経済産業省のガイドライン「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.6)」、サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン（Ver2.3）、同算定のための排出原単位データベース（ver3.1）、GHGプロトコル	環境省・経済産業省のガイドライン「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.6)」、サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン（Ver2.3）、同算定のための排出原単位データベース（ver3.1）、GHGプロトコル	
☆ スコープ3（サプライヤー、サプライヤーや顧客と横浜ゴムの物流、従業員の通勤や出張、製品使用時、製品の廃棄時）におけるエネルギー消費量	302-2	●	●	●	●	682,352,969 MWh	637,793,855 MWh	726,027,203 MWh
上記のうち、再生可能なエネルギーの消費量		●	●	●	●	不明	不明	不明
上記算出に使用した基準や前提条件等		●	●	●	●			
上記算出に使用した変換係数の情報源		●	●	●	●	JATMA（一般社団法人日本自動車タイヤ協会）・CFP（カーボンフットプリント）・環境省のガイドライン	JATMA（一般社団法人日本自動車タイヤ協会）・環境省のガイドライン/排出原単位データベース・IDEAv2	JATMA（一般社団法人日本自動車タイヤ協会）・環境省のガイドライン/排出原単位データベース・IDEAv2
エネルギー使用量の、生産高原単位もしくは売上高原単位	302-3	—	●	●	—	2.75 MWh/百万円（Scope1+2）	2.94 MWh/百万円（Scope1+2）	2.77 MWh/百万円（Scope1+2）
原単位に含まれるエネルギーの種類（燃料、電力、暖房、冷房、蒸気、またはこのすべて）		●	●	●	●	988 MWh/百万円（Scope3）	1,157 MWh/百万円（Scope3）	1,082 MWh/百万円（Scope3）
原単位計算に使用したのは、組織内のエネルギー消費量、組織外のエネルギー消費量、もしくはこの両方か		●	●	●	●	燃料、電力、冷暖房、蒸気用エネルギーを含んでいます。	燃料、電力、冷暖房、蒸気用エネルギーを含んでいます。	燃料、電力、冷暖房、蒸気用エネルギーを含んでいます。
事業プロセスの見直しや、設備機器の転換や改造、従業員行動の変化、業務の変更などにより、削減されたエネルギー消費量	302-4	●	●	●	●	-59,320,519 MWh（前年比）	44,559,114 MWh（前年比）	-88,230,537 MWh（前年比より増加）
削減されたエネルギーの種類（燃料、電力、暖房、冷房、蒸気、またはこのすべて）		●	●	●	●	電力、蒸気を削減しました。	電力、蒸気を削減しました。	電力、蒸気を削減しました。
削減されたエネルギー消費量の計算に使用した基準（基準年、基準値など）と、その基準選定の理論的根拠		●	●	●	●	環境省・経済産業省のガイドライン「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.6)」、サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン（Ver2.3）、同算定のための排出原単位データベース（ver3.0）、GHGプロトコル	環境省・経済産業省のガイドライン「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.6)」、サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン（Ver2.3）、同算定のための排出原単位データベース（ver3.1）、GHGプロトコル	環境省・経済産業省のガイドライン「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.6)」、サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン（Ver2.3）、同算定のための排出原単位データベース（ver3.1）、GHGプロトコル
使用した基準、方法、前提条件、計算ツール		●	●	●	●	Scope3における前年比削減量を算定した。	Scope3における前年比削減量を算定した。	Scope3における前年比削減量を算定した。
削減した、貴社商品使用時に必要なエネルギー量	302-5	—	●	●	●	21,609,322 MWh	24,953,220 MWh	51,741,045 MWh
エネルギー消費削減量の計算に使用した基準（基準年、基準値など）、および基準選定の理論的根拠		—	●	●	●	JATMA（一般社団法人日本自動車タイヤ協会）ガイドライン	JATMA（一般社団法人日本自動車タイヤ協会）ガイドライン	JATMA（一般社団法人日本自動車タイヤ協会）ガイドライン
使用した基準、方法、前提条件、計算ツール		—	●	●	●	低燃費タイヤ使用による削減効果を算定した。	低燃費タイヤ使用による削減効果を算定した。	低燃費タイヤ使用による削減効果を算定した。
燃料使用量 - 石炭・褐炭(千トン)		—	●	●	—	84.5千トン	74.4千トン	95.2千トン
燃料使用量 - 天然ガス(千トン)		—	●	●	—	38.1千トン	36.6千トン	38.6千トン
燃料使用量 - 原油・ディーゼル油(千トン)		—	●	●	—	32.1千トン	63.8千トン	71.4千トン
エネルギー効率化政策(有無)		—	●	●	—	有り	有り	有り
■水								
水関係のインパクト 組織と水との相互作用の記述（事業活動における取水、消費、排水など）	303-1	●	●	●	—	・天然ゴムの生育において淡水（雨水・河川水）は欠かせない。 ・合成ゴムやカーボン、金属、合成繊維類の製造工程においても淡水を多く利用している。 ・ゴム製品の製造工程において、温度調整のための冷却水として淡水を利用している。主には混合した部材を成形する工程で使用している。 ※原材料やゴム製品の製造では水循環を活用できるが、天然ゴムの生育に最も淡水の利用が多い。	・天然ゴムの生育において淡水（雨水・河川水）は欠かせない。 ・合成ゴムやカーボン、金属、合成繊維類の製造工程においても淡水を多く利用している。 ・ゴム製品の製造工程において、温度調整のための冷却水として淡水を利用している。主には混合した部材を成形する工程で使用している。 ※原材料やゴム製品の製造では水循環を活用できるが、天然ゴムの生育に最も淡水の利用が多い。	・天然ゴムの生育において淡水（雨水・河川水）は欠かせない。 ・合成ゴムやカーボン、金属、合成繊維類の製造工程においても淡水を多く利用している。 ・ゴム製品の製造工程において、温度調整のための冷却水として淡水を利用している。主には混合した部材を成形する工程で使用している。 ※原材料やゴム製品の製造では水循環を活用できるが、天然ゴムの生育に最も淡水の利用が多い。



上記の水関連のインパクトを特定するために使用された手法（評価の範囲、期間、使用されたツールや方法を含む）	303-1	●	●	●	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界資源機構（WRI）のAqueduct toolを使って国と地域の水リスクを特定している。中国・インド・タイ・フィリピンでの水使用に留意している。</li> <li>・生産拠点の水リスクに対する取り組みと改善について顧客に報告している。</li> <li>・サプライヤーにはアンケートや現地調査でLCAや環境影響の視点で水使用状況を確認している。</li> <li>・循環システム導入と雨水利用や生産拠点や地域での千年の杜活動（植樹）を共同で行うことを働きかけている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界資源機構（WRI）のAqueduct toolを使って国と地域の水リスクを特定している。中国・インド・タイ・フィリピンでの水使用に留意している。</li> <li>・生産拠点の水リスクに対する取り組みと改善について顧客に報告している。</li> <li>・サプライヤーにはアンケートや現地調査でLCAや環境影響の視点で水使用状況を確認している。</li> <li>・循環システム導入と雨水利用や生産拠点や地域での千年の杜活動（植樹）を共同で行うことを働きかけている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界資源機構（WRI）のAqueduct toolを使って国と地域の水リスクを特定している。中国・インド・タイ・フィリピンでの水使用に留意している。</li> <li>・生産拠点の水リスクに対する取り組みと改善について顧客に報告している。</li> <li>・サプライヤーにはアンケートや現地調査でLCAや環境影響の視点で水使用状況を確認している。</li> <li>・循環システム導入と雨水利用や生産拠点や地域での千年の杜活動（植樹）を共同で行うことを働きかけている。</li> </ul>
水関連のインパクトがどのように対処されているか（ステークホルダーとの協力、サプライヤー、顧客とのかわり）	303-1	●	●	●	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産拠点では、取水・排水に関する法規に沿って、基本海外では循環水システムを導入し、取水の最小限化を進めている。</li> <li>・排水は極小化、並びに環境負荷物質の流出（環境リスク）がないよう監視し、漏洩など保守を実施している。</li> <li>・サプライヤーとはアンケート結果を踏まえ、現地調査や監査時に水関連リスクへの対応を確認している。</li> <li>・循環システム導入と雨水利用や生産拠点や地域での千年の杜活動（植樹）を共同で行うことを働きかけている。</li> <li>・人権を守る点から全拠点、全サイトの全ての従業員や関係者に安全な水を提供している。拠点のある地域の村や学校に浄化した雨水の提供を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産拠点では、取水・排水に関する法規に沿って、基本海外では循環水システムを導入し、取水の最小限化を進めている。</li> <li>・排水は極小化、並びに環境負荷物質の流出（環境リスク）がないよう監視し、漏洩など保守を実施している。</li> <li>・サプライヤーとはアンケート結果を踏まえ、現地調査や監査時に水関連リスクへの対応を確認している。</li> <li>・循環システム導入と雨水利用や生産拠点や地域での千年の杜活動（植樹）を共同で行うことを働きかけている。</li> <li>・人権を守る点から全拠点、全サイトの全ての従業員や関係者に安全な水を提供している。拠点のある地域の村や学校に浄化した雨水の提供を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産拠点では、取水・排水に関する法規に沿って、基本海外では循環水システムを導入し、取水の最小限化を進めている。</li> <li>・排水は極小化、並びに環境負荷物質の流出（環境リスク）がないよう監視し、漏洩など保守を実施している。</li> <li>・サプライヤーとはアンケート結果を踏まえ、現地調査や監査時に水関連リスクへの対応を確認している。</li> <li>・循環システム導入と雨水利用や生産拠点や地域での千年の杜活動（植樹）を共同で行うことを働きかけている。</li> <li>・人権を守る点から全拠点、全サイトの全ての従業員や関係者に安全な水を提供している。拠点のある地域の村や学校に浄化した雨水の提供を行っている。</li> </ul>
水関連の目標およびターゲットを設定するプロセス、および水ストレスを伴う各地域の公共政策と地域の状況との関係に対する説明		●	●	●	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際協定や法規制に沿って、水質管理や地域への影響を定期的に確認している。</li> <li>・自治体や地域との取水・排水の取り決めに沿って、水使用の削減（前年度比2%削減）に取り組んでいる。</li> <li>・排水は極小化、並びに環境負荷物質の流出（環境リスク）がないよう監視し、漏洩など保守を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際協定や法規制に沿って、水質管理や地域への影響を定期的に確認している。</li> <li>・自治体や地域との取水・排水の取り決めに沿って、水使用の削減（前年度比2%削減）に取り組んでいる。</li> <li>・排水は極小化、並びに環境負荷物質の流出（環境リスク）がないよう監視し、漏洩など保守を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際協定や法規制に沿って、水質管理や地域への影響を定期的に確認している。</li> <li>・自治体や地域との取水・排水の取り決めに沿って、水使用の削減（前年度比3%削減）に取り組んでいる。</li> <li>・排水は極小化、並びに環境負荷物質の流出（環境リスク）がないよう監視し、漏洩など保守を実施している。</li> </ul>
☆ 水の総取水量		●	—	—	—	—	—	—
		—	●	●	—	8,718千m3	8,036千m3	8,494千m3
上記の内訳 ・河川、海などの地表水 ・地下水 ・原料の生産に関わる水 ・水道水		●	—	—	—	—	—	—
		—	●	●	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地表水：1,534千m3</li> <li>・地下水：4,279千m3</li> <li>・水道水：2,905千m3</li> <li>・原料の生産に関わる水：—千m3</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地表水：1,336千m3</li> <li>・地下水：4,066千m3</li> <li>・水道水：2,634千m3</li> <li>・原料の生産に関わる水：—千m4</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地表水：1,386千m3</li> <li>・地下水：4,203千m3</li> <li>・水道水：2,905千m3</li> <li>・原料の生産に関わる水：—千m4</li> </ul>
上記のうち、水ストレスを伴う地域での内訳 ・河川、海などの地表水 ・地下水 ・原料の生産に関わる水 ・水道水	303-3	●	—	—	—	—	—	—
		—	●	●	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地表水：313千m3</li> <li>・地下水：40千m3</li> <li>・水道水：1,541千m3</li> <li>・原料の生産に関わる水：—千m3</li> <li>※中国・インド・フィリピン・タイの生産拠点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地表水：288千m3</li> <li>・地下水：35千m3</li> <li>・水道水：1,217千m3</li> <li>・原料の生産に関わる水：—千m4</li> <li>※中国・インド・フィリピン・タイの生産拠点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地表水：347千m3</li> <li>・地下水：37千m3</li> <li>・水道水：1,486千m3</li> <li>・原料の生産に関わる水：—千m4</li> <li>※中国・インド・フィリピン・タイの生産拠点</li> </ul>
算出するのに使用した基準や条件等		●	—	—	—	—	—	—
		—	●	●	—	CDPウォーターのガイドライン 「Guidance for responding to Water 2020」	CDPウォーターのガイドライン 「Guidance for responding to Water 2021」	CDPウォーターのガイドライン 「Guidance for responding to Water 2022」
水の総消費量（※水消費量＝総取水量＋循環水－総排水量）		—	●	●	—	13,732千m3	13,034千m3	14,252千m3
上記のうち、水ストレスを伴うすべての地域での総水消費量		—	●	●	—	2,524千m3	1,737千m3	3,779千m3
貯水地などへの水の保管が水関連の著しいインパクトを及ぼすことが同定された場合の水保管量の変化	303-5	—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし
算出するのに使用した基準や条件等		—	●	●	—	CDPウォーターのガイドライン	CDPウォーターのガイドライン	CDPウォーターのガイドライン
水政策(有無)		—	●	●	—	有り	有り	有り
水使用量合計(千立方メートル)		—	●	●	—	19,324千m3	18,050千m3	19,102千m3
水・生産設備(リットル)		—	●	●	—	—	—	—
冷却水流入量(千立方メートル)		—	●	●	—	—	—	—
冷却水流出量(千立方メートル)		—	●	●	—	—	—	—
水使用効率（1－（排水量/水消費量））＊100 （※水消費量に循環水は含まない）		—	●	●	—	20	21	24

■生物多様性								
☆ 所有、賃貸、管理している土地で、生物多様性の保護地域内部、もしくは保護地域に隣接している場所の有無 ・ 地理的な場所 ・ 保護地域との位置関係 ・ 事業形態（事務所、製造・生産） ・ 事業敷地の面積 ・ 保護地域の特質 ・ 保護地域の登録先リスト（例：IUCN保護地域管理区分、ラムサール条約など）	304-1	—	●	●	—	ヨコハマタイヤリトレッド（YTRH） 北海道苫小牧市 ウトナイ湖の近隣 リトレッドタイヤの製造・販売 5,508m2 水生植物群落などが湖周辺に広がり、鳥獣保護区に指定 ラムサール条約登録湿地	ヨコハマタイヤリトレッド（YTRH） 北海道苫小牧市 ウトナイ湖の近隣 リトレッドタイヤの製造・販売 5,508m2 水生植物群落などが湖周辺に広がり、鳥獣保護区に指定 ラムサール条約登録湿地	ヨコハマタイヤリトレッド（YTRH） 北海道苫小牧市 ウトナイ湖の近隣 リトレッドタイヤの製造・販売 5,508m2 水生植物群落などが湖周辺に広がり、鳥獣保護区に指定 ラムサール条約登録湿地
生物多様性価値の高い地域にある生産工場が生物多様性に対して及ぼす著しい影響の性質 ・ 影響を受ける生物種 ・ 影響を受ける地域の範囲 ・ 影響を及ぼす期間 ・ 影響を及ぼした後の復旧が可能か否か	304-2	—	●	●	—	著しい影響を受ける種および地域はありません。	著しい影響を受ける種および地域はありません。	著しい影響を受ける種および地域はありません。
☆ 保護地域（事業活動による危害を受けることなく、環境が原状のまま保たれ、生態系が健全に機能している地域）、復元地域（過去に事業活動の影響を受けたが、修復措置によって生態系が健全に機能する状態に回復した地域）の有無 ・ 保護地域、復元地域の規模と所在地 ・ 復元地域がある場合、復元措置は外部の独立系専門家に承認されているかどうか ・ 復元地域の状況	304-3	—	●	●	—	横浜グループの保護地域は以下の通り。 静岡県三島市の御殿川、愛知県新城市の野田川と黒田川 長野県豊丘村の里山、神奈川県平塚市土屋地区の里山 三重県伊勢市大湊海岸（アカウミガメ産卵地） アメリカバージニア州（工場内）（ルリツグミ繁殖地） 水生生物・鳥類のモニタリングおよび排水河川・海岸・里山の保全活動を継続実施。	横浜グループの保護地域は以下の通り。 静岡県三島市の御殿川、愛知県新城市の野田川と黒田川 長野県豊丘村の里山、神奈川県平塚市土屋地区の里山 三重県伊勢市大湊海岸（アカウミガメ産卵地） アメリカバージニア州（工場内）（ルリツグミ繁殖地） 水生生物・鳥類のモニタリングおよび排水河川・海岸・里山の保全活動を継続実施。	横浜グループの保護地域は以下の通り。 静岡県三島市の御殿川、愛知県新城市の野田川と黒田川 長野県豊丘村の里山、神奈川県平塚市土屋地区の里山 三重県伊勢市大湊海岸（アカウミガメ産卵地） アメリカバージニア州（工場内）（ルリツグミ繁殖地） 水生生物・鳥類のモニタリングおよび排水河川・海岸・里山の保全活動を継続実施。
・使用した基準、方法、前提条件		—	●	●	—	環境省の生物多様性ガイドラインなどを参照	環境省の生物多様性ガイドラインなどを参照	環境省の生物多様性ガイドラインなどを参照
☆ 事業活動の影響を受ける地域に生息する絶滅危惧種の総数 ・ 絶滅危惧IA類（CR） ・ 絶滅危惧IB類（EN） ・ 絶滅危惧II類（VU） ・ 準絶滅危惧（NT） ・ 軽度懸念	304-4	—	●	●	—	排水先河川 CR+EN：シャジクモ類、ニホンウナギ（金目川、桧尻川）の2種 VU：メダカ（各河川）、アカザ（天竜川）の2種 NT：カワチシャ（金目川）、コオイムシ（園部川）、カジカ大卵型（黒田川）、トノサマガエル（天竜川）、ニホンイシガメ（御殿川）の5種 工場敷地内および里山 VU：キンランの1種 NT：オオムラサキ、マツバラン、エビネ、アカハライモリの4種 軽度懸念：ケリの1種 流下先の海岸 EN：アカウミガメ（大湊海岸）の1種	排水先河川 CR+EN：シャジクモ類、ニホンウナギ（金目川、桧尻川）の2種 VU：メダカ（各河川）、アカザ（天竜川）の2種 NT：カワチシャ（金目川）、キロヤマトンボ（園部川）、コオイムシ（園部川）、カジカ大卵型（黒田川）、トノサマガエル（天竜川）、ニホンイシガメ（御殿川）の6種 工場敷地内および里山 VU：キンランの1種 NT：オオムラサキ、マツバラン、エビネ、アカハライモリの4種 軽度懸念：ケリの1種 流下先の海岸 EN：アカウミガメ（大湊海岸）の2種	排水先河川 CR+EN：シャジクモ類、ニホンウナギ（金目川、桧尻川）の2種 VU：メダカ（各河川）、アカザ（天竜川）の2種 NT：カワチシャ（金目川）、コオイムシ（園部川）、カジカ大卵型（黒田川）、トノサマガエル（天竜川）、ニホンイシガメ（御殿川）の5種 工場敷地内および里山 VU：キンランの1種 NT：オオムラサキ、マツバラン、エビネ、アカハライモリの4種 軽度懸念：ケリの1種 流下先の海岸 EN：アカウミガメ（大湊海岸）の2種
生物多様性保護政策(有無)		—	●	●	—	有り。 生物多様性ガイドラインに沿って、定期的な生物多様性モニタリングと結果に基づく保全を実施しています。	有り。コロナ禍で、生物多様性モニタリングは回数を減らし、注意をして実施しました。	有り。コロナ禍で、生物多様性モニタリングは回数を減らし、注意をして実施しました。
■大気への排出								
☆ 排出した温室効果ガスの量	305-1	—	●	●	—	583千トン（※Scope1）	535千トン（※Scope1）	613千トン（※Scope1）
排出量の算出に使用した基準や方法、排出係数等		—	●	●	—	省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）、温対法（地球温暖化対策推進法）、GHGプロトコル	省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）、温対法（地球温暖化対策推進法）、GHGプロトコル	省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）、温対法（地球温暖化対策推進法）、GHGプロトコル
計算に使用した温室効果ガスの種類		—	●	●	—	CO2	CO2	CO2
購入した「電力」、「地域の暖房施設や冷水プラントから供給される蒸気など」をつくるために、排出された温室効果ガスの量	305-2	—	●	●	—	469千トン（※Scope2）	451千トン（※Scope2）	486千トン（※Scope2）
排出量の算出に使用した基準や方法、排出係数等		—	●	●	—	省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）、温対法（地球温暖化対策推進法）、GHGプロトコル	省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）、温対法（地球温暖化対策推進法）、GHGプロトコル	省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）、温対法（地球温暖化対策推進法）、GHGプロトコル
計算に使用した温室効果ガスの種類		—	●	●	—	CO2	CO2	CO2
スコープ3（サプライヤー、サプライヤーや顧客と横浜ゴムの物流、従業員の通勤や出張、製品使用時、製品の廃棄時）で排出した温室効果ガスの量	305-3	●	●	●	●	24,155千トン（※Scope3）	22,578千トン（※Scope3）	25,701千トン（※Scope3）
排出量の算出に使用した基準や方法、排出係数等を記載		●	●	●	●	省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）、温対法（地球温暖化対策推進法）、GHGプロトコル	省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）、温対法（地球温暖化対策推進法）、GHGプロトコル	省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）、温対法（地球温暖化対策推進法）、GHGプロトコル
計算に使用した温室効果ガスの種類		●	●	●	●	CO2	CO2	CO2

温室効果ガス排出量の生産高原単位もしくは売上高原単位	305-4	—	●	●	—	0.57トン/百万円現地通貨（※Scope1） 0.54トン/百万円現地通貨（※Scope2） 1.11トン/百万円現地通貨（※Scope1+2）	0.67トン/百万円現地通貨（※Scope1） 0.63トン/百万円現地通貨（※Scope2） 1.31トン/百万円現地通貨（※Scope1+2）	0.55トン/百万円現地通貨（※Scope1） 0.52トン/百万円現地通貨（※Scope2） 1.07トン/百万円現地通貨（※Scope1+2）	
計算に使用した温室効果ガスの種類		—	●	●	—	CO2	CO2	CO2	
事業プロセスの見直しや、設備機器の転換や改造、従業員行動の変化、業務の変更などにより、削減された温室効果ガス排出量（基準年）	305-5	●	●	●	●	2,100千トン増加（前年比）	1,577千トン減少（前年比）	3,123千トン増加（前年比）	
計算に使用した温室効果ガスの種類		●	●	●	●	CO2	CO2	CO2	
☆ 横浜ゴムグループからのオゾン層破壊物質の排出量	305-6	—	●	●	—	フロン漏洩量 496.2トン（国内）	フロン漏洩量 309.5トン（国内）	フロン漏洩量 617.8トン（単体）	
使用した基準、方法、前提条件、計算ツール		—	●	●	—	環境省のフロン排出抑制法に沿って算定	環境省のフロン排出抑制法に沿って算定	環境省のフロン排出抑制法に沿って算定	
横浜ゴムグループからの下記ガスの排出量						（国内）			
・NOx	305-7	—	●	●	—	160トン	115トン	112トン	
・SOx		—	●	●	—	3.6トン	2.3トン	3.3トン	
・POP s		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし	
・VOC		—	●	●	—	1,217トン（国内466トン、海外751トン）	1,116トン（国内410トン、海外706トン）	1,353トン（国内417トン、海外937トン）	
☆・HAP		—	●	●	—	18.6トン	17.3トン	12.3トン	
・PM		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし	
・SO2		—	●	●	—	—	—	—	
使用した基準、方法、前提条件、計算ツール		—	●	●	—	—	—	—	
排気量削減計画(有無)		—	●	●	—	有り（2050年までにバリューチェーンで2005年比半減を目指す）	有り（2050年までにバリューチェーンで2005年比半減を目指す）	有り（2050年までに自社活動でカーボンニュートラルを目指す）	
CO 排出量(千トン)		—	●	●	—	排出はありません	排出はありません	排出はありません	
ODS 排出量(千トン)		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし	
微粒子排出量(千トン)		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし	
CO2 直接排出量(千トン)		—	●	●	—	583千トン（※Scope1）	535千トン（※Scope1）	613千トン（※Scope1）	
CO2 間接排出量(千トン)		—	●	●	—	469千トン（※Scope2）	451千トン（※Scope2）	486千トン（※Scope2）	
CO2 総排出量(千トン)		—	●	●	—	1,052千トン（※Scope1+Scope2）	986千トン（※Scope1+Scope2）	1,099千トン（※Scope1+Scope2）	
メタン排気量(千トン)		—	●	●	—	—	—	—	
NOx 直接排出量(千トン)		—	●	●	—	0.160千トン	0.115千トン	0.112千トン	
6フッ化硫黄 直接排出量(千トン)		—	●	●	—	—	—	—	
メタンガス直接排出量 CO2換算(千トン)		—	●	●	—	—	—	—	
NOx 直接排出量 CO2換算(千トン)		—	●	●	—	—	—	—	
ハイドロフルオロカーボン 直接排出量 CO2換算(千トン)		—	●	●	—	なし	なし	なし	
有機フッ素化合物 直接排出量 CO2換算(千トン)		—	●	●	—	なし	なし	なし	
6フッ化硫黄 直接排出量 CO2換算(千トン)		—	●	●	—	なし	なし	なし	
■原材料									
☆ 使用した原材料の総量	301-1	—	●	●	—	984千トン	899千トン	1,068千トン	
上記のうち、再生可能な原材料の量		—	●	●	—	19.331千トン	16.930千トン	20,012千トン	
☆ 使用した原材料のうち、リサイクル材料の比率	301-2	—	●	●	—	2.38wt%	2.42wt%	2.41wt%	
紙消費量(千トン)		—	●	●	—	1.132千トン	1.130千トン	1.330千トン	
紙回収量(千トン)		—	●	●	—	1.067千トン	1.111千トン	1.326千トン	
■環境貢献商品									
☆ 使用済の製品や梱包材のリユース、リサイクル率	301-3	—	●	●	—	使用済み製品は、タイヤ：75%、MB：61% 梱包材は、80%	使用済み製品は、タイヤ：70%、MB：77% 梱包材は、83%	使用済み製品は、タイヤ：67%、MB：85% 梱包材は、84%	
上記データの収集方法		—	●	●	—	社内の環境パフォーマンスシステムにて各拠点のデータを収集し、算定しています	社内の環境パフォーマンスシステムにて各拠点のデータを収集し、算定しています	社内の環境パフォーマンスシステムにて各拠点のデータを収集し、算定しています	
エコフレンドリー包装政策(有無)		—	●	●	—	有り	有り	有り	
気候変動対応新製品開発(有無)		—	●	●	—	有り	有り	有り	
□環境に関する苦情処理制度									
☆ 正式な苦情処理制度に申し立てのあった環境に関連する苦情の総件数		●	—	—	—	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした（0件）	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした（0件）	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした（0件）	
上記のうち、対応した環境に関連する苦情件数		—	●	●	—	1件	環境に関連する苦情はありませんでした。	環境に関連する苦情はありませんでした。	
	103-1	●	—	—	—	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした（0件）	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした（0件）	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした（0件）	
	103-2	—	●	●	—	1件	該当なし	該当なし	
	103-3	●	—	—	—	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした（0件）	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした（0件）	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした（0件）	
		—	●	●	—	1件	該当なし	該当なし	
以前から申し立てがあった環境に関連する苦情で、解決した件数		●	—	—	—	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした（0件）	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした（0件）	アンケート・ヒアリングの範囲ではありませんでした（0件）	
		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし	

□排水および廃棄物									
総取水量		—	●	●	—	8,718千m3	8,036千m3	8,494千m3	
☆ 総排水量（算出するのに使用した基準や条件等）	306-1 303-4	●	—	—	—	不明	不明	不明	
・淡水		—	●	●	—	6,937千m3	6,317千m3	6,463千m3	
・淡水以外		●	—	—	—	不明	不明	不明	
☆ 上記の排水先ごとの内訳		—	●	●	—	地表水 5,126千m3 地下水 0千m3 下水道 1,311千m3	地表水 4,712千m3 地下水 0千m3 下水道 1,198千m4	地表水 4,838千m3 地下水 0千m3 下水道 1,226千m3	
総排水量のうち、水ストレスを伴うすべての地域への総排水量（以下の内訳ごとに）		—	●	●	—	・淡水のみ 1,003千m3 ※中国・インド・フィリピン・タイの生産拠点	・淡水のみ 917千m3 ※中国・インド・フィリピン・タイの生産拠点	・淡水のみ 913千m3 ※中国・インド・フィリピン・タイの生産拠点	
排水時に環境への害が懸念される物質を処理しているか		—	●	●	—	規制に応じ、中和・ろ過を実施	規制に応じ、中和・ろ過を実施	規制に応じ、中和・ろ過を実施	
排水の処理方法と水質（法規制有無、その規制値、自主規制値）	303-2	●	—	—	—	不明	不明	不明	
規制のない地域についての排水基準		—	●	●	—	規制に応じ、中和・ろ過を実施	規制に応じ、中和・ろ過を実施	規制に応じ、中和・ろ過を実施	
使用した基準、方法、前提条件		—	●	●	—	日本および国際基準に沿った排水基準を適用 環境省の環境パフォーマンス指標ガイドラインなど参照	日本および国際基準に沿った排水基準を適用 環境省の環境パフォーマンス指標ガイドラインなど参照	日本および国際基準に沿った排水基準を適用 環境省の環境パフォーマンス指標ガイドラインなど参照	
有害廃棄物の重量を、次の処分方法別に記載 ※有害廃棄物とは、発生の時点で国の法令により規定されているものを指す。	306-2								
リユース		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし	
リサイクル		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし	
堆肥化		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし	
回収（エネルギー回収を含む）		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし	
焼却		—	●	●	—	20.7トン	5.0トン	18.0トン	
深井戸注入		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし	
埋め立て		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし	
現場保管		—	●	●	—	23.8トン	18.8トン	0.8トン	
その他（詳細を記載ください）		—	●	●	—	稼働しているPCB機器類を保有し、安定器を保管しています。	稼働しているPCB機器類を保有し、安定器を保管しています。	稼働しているPCB機器類を保有し、安定器を保管しています。	
非有害廃棄物の重量を、処分方法別に記載 ※非有害廃棄物とは、その他すべての固体・液体廃棄物（排水を除く）を指す。			—	●	●	—	52,564トン	48,275トン	52,558トン
リユース		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし	
リサイクル		—	●	●	—	50,548トン	46,076トン	49,905トン	
堆肥化		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし	
回収（エネルギー回収を含む）	—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし		
焼却	—	●	●	—	1,142トン	1,522トン	1,797トン		
深井戸注入	—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし		
埋め立て	—	●	●	—	国内：ゼロ（完全ゼロエミッションを達成） 連結：875トン（完全ゼロエミッション達成拠点比率：84.4%）	国内：ゼロ（完全ゼロエミッションを達成） 連結：677トン（完全ゼロエミッション達成拠点比率：80.0%）	国内：ゼロ（完全ゼロエミッションを達成） 連結：857トン（完全ゼロエミッション達成拠点比率：84.4%）		
現場保管	—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし		
その他（詳細）	—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし		
上記情報の根拠 （以下より選択をお願いします） ・自社で処分もしくは、処分を直接確認した ・廃棄物処分請負業者から提供された情報による ・廃棄物処分請負業者からの報告を受けていない		—	●	●	—	最終処分をマニフェストおよび廃棄物処分委託業者から提供された情報により確認	最終処分をマニフェストおよび廃棄物処分委託業者から提供された情報により確認	最終処分をマニフェストおよび廃棄物処分委託業者から提供された情報により確認	
☆ 周辺の土壌や水、大気、生物多様性、人の健康被害を及ぼす、化学物質や石油、燃料の漏出の総件数と漏出総量	306-3	—	●	●	—	化学物質や石油、燃料の漏出はありません	化学物質や石油、燃料の漏出はありません	化学物質や石油、燃料の漏出はありません	
漏出が及ぼした影響		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし	
上記のうち、財務報告書で報告した漏出（結果的に賠償責任を負うことが想定されるものなど）について ・漏出場所 ・漏出量 ・漏出物の区分（以下から選択してください） ・石油 ・燃料 ・廃棄物 ・化学物質 ・その他（詳細を記述してください）		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし	

☆ バーゼル条約付属文書Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅶで定められた有害廃棄物の下記に関する総量	306-4	—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし
輸送した有害廃棄物		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし
輸入した “ (サブライヤーなど外部組織→横浜ゴムグループ)		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし
輸出した “ (横浜ゴムグループ→サブライヤーなど外部組織)		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし
輸送や輸出した廃棄物のうち、横浜ゴムグループで処理した有害廃棄物		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし
排水などにより著しい影響を受ける水域および土地の規模 ※次の基準に1つ以上当てはまる水域 ・当該水域の年間平均水量の平均5%以上にあたる排水を行っている水域 ・自治体や専門家から影響を及ぼしている(今後及ぼす)ことが認識されている水域 ・絶滅危惧種の動植物が生息する水域 ・国内・国際的に指定された保護地域(ラムサール条約の登録湿地など) ・生物多様性の観点から高い価値があると認められる水源 地域コミュニティにとって高い価値があると認められる水源	306-5	—	●	●	—	・自治体や専門家から影響を及ぼしている(今後及ぼす)ことが認識されている水域 桧尻川(三重工場) ・絶滅危惧種の動植物が生息する水域 CR+EN: シャジクモ類、ニホンウナギ(金目川、桧尻川)の2種 NT: カワチシャ(金目川)、コオイムシ(園部川)、カジカ大卵型(黒田川)、トノサマガエル(天竜川)、ニホンイシガメ(御殿川)の5種	・自治体や専門家から影響を及ぼしている(今後及ぼす)ことが認識されている水域 桧尻川(三重工場) ・絶滅危惧種の動植物が生息する水域 CR+EN: シャジクモ類、ニホンウナギ(金目川、桧尻川)の2種 NT: カワチシャ(金目川)、キイロヤマトンボ(園部川)、コオイムシ(園部川)、カジカ大卵型(黒田川)、トノサマガエル(天竜川)、ニホンイシガメ(御殿川)の6種	・自治体や専門家から影響を及ぼしている(今後及ぼす)ことが認識されている水域 桧尻川(三重工場) ・絶滅危惧種の動植物が生息する水域 CR+EN: ニホンウナギ(金目川、桧尻川)の1種 NT: カワチシャ(金目川)、コオイムシ(園部川)、カジカ大卵型(黒田川)、トノサマガエル(天竜川)、ニホンイシガメ(御殿川)の5種
上記水域は、国際的または国内的に保護地域に指定されているか。		—	●	●	—	指定されていません。	指定されていません。	指定されていません。
上記水域の生物多様性の価値(保護種の数など)		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし
廃棄物削減政策(有無)		—	●	●	—	有り	有り	有り
総廃棄物量(千トン)		—	●	●	—	52,564トン	48,275トン	52,558トン
廃棄物回収量(千トン) ※再資源化量	—	●	●	—	50,548トン	46,076トン	49,905トン	
埋立地への廃棄量(千トン)	—	●	●	—	875トン	677トン	857トン	
□コンプライアンス								
発生した環境事故、環境トラブルで、罰金や罰金以外の制裁措置 ・罰金の総額 ・制裁措置の件数(罰金以外)	307-1	—	●	●	—	罰金や制裁措置を受ける環境事故や環境トラブルはありませんでした(ゼロ)	罰金や制裁措置を受ける環境事故や環境トラブルはありませんでした(ゼロ)	罰金や制裁措置を受ける環境事故や環境トラブルはありませんでした(ゼロ)
環境コンプライアンス監査タイプ(外部監査の有無)		—	●	●	—	有り	有り	有り
□気候変動による財務上の影響								
気候変動が事業に及ぼす財務上のリスクと機会 (マネジメント手法、マネジメント上のコストを含む)	201-2	—	●	●	—	気候変動への対応については、地球温暖化委員会、環境推進会議を経て、CSR会議にて経営会議にて方向付けを行い、取締役会で判断を得ています。 <b>リスク:</b> 行政・顧客・NPOなどからの厳しい環境性能基準への対応、設備投資の増加、スノータイヤの売上減少、低炭素エネルギーや原料調達費用の増加などがあります。 <b>機会:</b> 高い環境性能基準を有し、不規則な気候の変化の中で安全に使用できる商品(低燃費タイヤ・省電力コンベヤベルトなど)の販売拡大、次世代のモビリティ社会を支える製品(水素・代替フロン用ホースなど)、農業や林業、新たな日常を支える低圧接や超軽量タイヤでの貢献があります。	気候変動への対応については、地球温暖化委員会、環境推進会議を経て、CSR会議にて経営会議にて方向付けを行い、取締役会で判断を得ています。 <b>リスク:</b> 行政・顧客・NPOなどからの厳しい環境性能基準への対応、設備投資の増加、スノータイヤの売上減少、カーボンニュートラルや資源循環に向けた低/脱炭素エネルギーや原料調達費用の増加などがあります。 <b>機会:</b> 高い環境性能基準を有し、不規則な気候の変化の中で安全に使用できる商品(低燃費タイヤ・省電力コンベヤベルトなど)の販売拡大、次世代のモビリティ社会を支える製品(水素・代替フロン用ホースやITタイヤ・センサー技術など)、農業や林業、新たな日常を支える低圧接や超軽量タイヤでの貢献があります。	気候変動への対応については、地球温暖化委員会、環境推進会議を経て、CSR会議にて経営会議にて方向付けを行い、取締役会で判断を得ています。 <b>リスク:</b> 行政・顧客・NPOなどからの厳しい環境性能基準への対応、設備投資の増加、スノータイヤの売上減少、カーボンニュートラルや資源循環に向けた低/脱炭素エネルギーや原料調達費用の増加などがあります。 <b>機会:</b> 高い環境性能基準を有し、不規則な気候の変化の中で安全に使用できる商品(低燃費タイヤ・省電力コンベヤベルトなど)の販売拡大、次世代のモビリティ社会を支える製品(水素・代替フロン用ホースやITタイヤ・センサー技術など)、農業や林業、新たな日常を支える低圧接や超軽量タイヤでの貢献があります。
ISO 14001 認証事業所		—	●	●	—	43事業所	44事業所	43事業所
所有地・事業所数		—	●	●	—	所有地数: 45、事業所数: 45(主な生産・販売拠点数)	所有地数: 45、事業所数: 45(主な生産・販売拠点数)	所有地数: 43、事業所数: 43(主な生産・販売拠点数)
認定所有地・事業所(%)	—	●	●	—	96%	98%	98%	
企業の持続可能性への投資(百万現地通貨)	—	●	●	—	2,545百万円	2,319百万円	2,673百万円	
環境サプライチェーン管理政策(有無)	—	●	●	—	有り(調達基本方針に沿って、グリーン調達・CSR調達・持続可能な天然ゴム調達を実施)	有り(調達基本方針に沿って、グリーン調達・CSR調達・持続可能な天然ゴム調達を実施)	有り(調達基本方針に沿って、グリーン調達・CSR調達・持続可能な天然ゴム調達を実施)	
構造物緑化(グリーンビルディング) 政策(有無)	—	●	●	—	有り(グリーンカーテン)	有り(グリーンカーテン)	有り(グリーンカーテン)	
環境管理政策(有無)	—	●	●	—	有り	有り	有り	
国連GC(加盟・非加盟)	—	●	●	—	加盟	加盟	加盟	

公正な事業慣行

■：マテリアリティ ☆：KPI

■サプライヤーの環境評価	GRI スタンダード	バウンダリー				実績		
		上流	自社 単体	連結	下流	2019年度	2020年度	2021年度
☆ 環境影響評価を行った上で、取引を開始した新規サプライヤーの割合	308-1	—	●	●	—	70%(50社)	100%(39社)	100%(37社)
環境影響評価の対象となるサプライヤーの数		—	●	●	—	約500社	約500社	約500社
著しいマイナスの環境影響（現実のもの、潜在的なもの）があると特定したサプライヤーの数	308-2	—	●	●	—	著しいマイナスの環境影響があると特定されたサプライヤーは、ありませんでした。	著しいマイナスの環境影響があると特定されたサプライヤーは、ありませんでした。	著しいマイナスの環境影響があると特定されたサプライヤーは、ありませんでした。
上記に該当する、著しいマイナスの影響		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし
上記、著しいマイナスの環境影響があると特定したサプライヤーのうち、改善を行うことに同意したサプライヤーの割合		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし
上記、著しいマイナスの環境影響があると特定したサプライヤーのうち、取引を終了したサプライヤーの比率と、終了した理由		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし
環境影響に関する監査を実施済みのサプライヤー数と割合		—	●	●	—	213社（93%：監査目標に対する達成割合） ※取引条件により監査対象・目標を設定して実施	39社（100%：監査目標に対する達成割合） ※取引条件により監査対象・目標を設定して実施	37社（100%：監査目標に対する達成割合） ※取引条件により監査対象・目標を設定して実施
サステナビリティ・サプライヤーガイドラインESG開示(有無)		—	●	●	—	有り（購買基本方針・CSR調達ガイドライン・持続可能な天然ゴムの調達方針）を公開し、対応を要請しています	有り（購買基本方針・CSR調達ガイドライン・持続可能な天然ゴムの調達方針）を公開し、対応を要請しています	有り（購買基本方針・CSR調達ガイドライン・持続可能な天然ゴムの調達方針）を公開し、対応を要請しています
監査済供給業者数		—	●	●	—	—	—	—
供給業者監査実施数		—	●	●	—	—	—	—
監査済供給業者施設数		—	●	●	—	—	—	—
■サプライヤーの社会への影響評価								
☆ 社会への影響評価を行った上で、取引を開始した新規サプライヤーの割合	414-1	—	●	●	—	70%(50社)	100%(39社)	100%(37社)
社会への影響評価の対象となるサプライヤーの数		—	●	●	—	約500社	約500社	約500社
☆社会への著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）があると特定したサプライヤーの数	414-2	—	●	●	—	著しいマイナスの環境影響があると特定されたサプライヤーは、ありませんでした。	著しいマイナスの環境影響があると特定されたサプライヤーは、ありませんでした。	著しいマイナスの環境影響があると特定されたサプライヤーは、ありませんでした。
上記に該当する、著しいマイナスの影響		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし
上記、著しいマイナスの影響があると特定したサプライヤーのうち、改善を行うことに同意したサプライヤーの割合		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし
上記、著しいマイナスの影響があると特定したサプライヤーのうち、取引を終了したサプライヤーの比率と、終了した理由		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし
社会への影響を確認する監査を実施済みのサプライヤー数と割合		—	●	●	—	213社（93%：監査目標に対する達成割合） ※取引条件により監査対象・目標を設定して実施	39社（100%：監査目標に対する達成割合） ※取引条件により監査対象・目標を設定して実施	37社（100%：監査目標に対する達成割合） ※取引条件により監査対象・目標を設定して実施
サプライチェーン社会的リスク管理(有無)		—	●	●	—	CSR活動に対する取引先さまとの勉強会とアンケート調査を行っています。 また、取引に関する苦情や相談窓口を設置しています。	CSR活動に対する取引先さまとの勉強会とアンケート調査を行っています。 また、取引に関する苦情や相談窓口を設置しています。	CSR活動に対する取引先さまとの勉強会とアンケート調査を行っています。 また、取引に関する苦情や相談窓口を設置しています。
□社会への影響に関する苦情処理制度								
☆ 正式な苦情処理制度に申し立てのあった社会への影響に関連する苦情の総件数	103-1 103-2 103-3	●	—	—	—	不明	不明	不明
上記のうち、対応した社会への影響に関連する苦情件数		—	●	●	—	正式な苦情処理制度への社会影響に関する苦情はありませんでした。	正式な苦情処理制度への社会影響に関する苦情はありませんでした。	正式な苦情処理制度への社会影響に関する苦情はありませんでした。
上記のうち、解決した社会への影響に関連する苦情件数		●	—	—	—	不明	不明	不明
以前から申し立てがあった社会への影響に関連する苦情で、解決した件数		—	●	●	—	不明	不明	不明
□重要事業拠点における地元サプライヤーへの支出比率								
重要事業拠点における地元サプライヤーへの支出比率	204-1	—	●	●	—	海外拠点での現地調達率は、ロシアで51.8%、インドで75.6%となっています（中国は取り組み完了）。	海外拠点での現地調達率は、ロシアで60.2%、インドで77.0%となっています（中国は取り組み完了）。	海外拠点での現地調達率は、ロシアで43.2%、インドで70.3%となっています（中国は取り組み完了）。
地元・重要事業拠点の定義		—	●	●	—	生産拠点のある国・地域	生産拠点のある国・地域	生産拠点のある国・地域
□腐敗防止								
腐敗に関するリスク評価の対象となっている事業の総数と比率	205-1	—	●	●	—	タイの4拠点で腐敗リスクのアセスメントを実施しました。	タイの2拠点、欧州9社及び国内で腐敗リスクのアセスメントを実施しました。	2021年までに中国、フィリピン、タイ、北米、欧州への導入は一部事業所を除き完了しました。2022年より、ベトナム、インドネシアの生産拠点への導入検討を開始します。
リスク評価により特定した腐敗関連のリスク		—	●	●	—	業務で公務員と接触する社員の認識の有無	業務で公務員と接触する社員の認識の有無	業務で公務員と接触する社員の認識の有無

腐敗防止に関する企業の方針を周知され、研修を受けた人数と割合を次のカテゴリー別に報告してください。 ・取締役会（地域別に） ・全従業員（従業員区分別・地域別に） ・取引先（地域別に）	205-2	—	●	●	—	取締役会（経営会議メンバー含む）：0名（0%） 全従業員：94名（1.7%）（単体） 取引先：139名（93.8%※） ※目標値に対する割合	取締役会（経営会議メンバー含む）：0名（0%） 全従業員：2,385名（8.8%）（連結） 取引先：239名（100%※） ※目標値に対する割合	取締役会（経営会議メンバー含む）：0名（0%）（済み） 全従業員：1,870名（6.9%）（連結） 取引先：0名 ※2021年は未実施
発生した腐敗事例の数と性質	205-3	—	●	●	—	腐敗事例はありませんでした。	腐敗事例はありませんでした。	腐敗事例はありませんでした。
上記事例で解雇または懲戒処分を受けた従業員数		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし
上記事例が原因で、取引先と契約破棄または更新拒否を行った件数		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし
上記に関して訴訟が提起されている場合、その事例と結果		—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし
企業倫理ポリシー(有無)		—	●	●	—	有り（横浜ゴムグループ行動指針）	有り（横浜ゴムグループ行動指針）	有り（横浜ゴムグループ行動指針）
賄賂防止倫理ポリシー(有無)		—	●	●	—	有り（横浜ゴムグループ贈収賄禁止ポリシー）	有り（横浜ゴムグループ贈収賄禁止ポリシー）	有り（横浜ゴムグループ贈収賄禁止ポリシー）
内部告発者保護ポリシー(有無)		—	●	●	—	有り（横浜ゴムグループ グローバル内部通報規則）	有り（横浜ゴムグループ グローバル内部通報規則）	有り（横浜ゴムグループ グローバル内部通報規則）
<b>□コンプライアンス</b>								
反競争的行為、反トラスト法違反、独占禁止法違反により、法的措置を受けた事例(件数と決定の主要点)	206-1	—	●	●	—	競争法違反による法的措置を受けた事例はありませんでした	競争法違反による法的措置を受けた事例はありませんでした	競争法違反による法的措置を受けた事例はありませんでした
法規制への違反に対する罰金などの制裁措置（罰金額、件数、内容）	419-1	—	●	●	—	該当なし	該当なし	該当なし

消費者課題

■：マテリアリティ ☆：KPI

指標		バウンダリー				実績		
■顧客の安全衛生	GRI スタンダード	上流	自社		下流	2019年度	2020年度	2021年度
			単体	連結				
主要な製品で、安全衛生の影響評価を行い、改善を図っているものの比率	416-1	—	●	●	—	当社製品に関しては企画立案から量産に至るまで当社社内規定に基づき、各会議体（デザインレビューなど）を通して製品安全性評価を実施しました。2019年度実施率は、100%です。	当社製品に関しては企画立案から量産に至るまで当社社内規定に基づき、各会議体（デザインレビューなど）を通して製品安全性評価を実施しました。2020年度実施率は、100%です。	当社製品に関しては企画立案から量産に至るまで当社社内規定に基づき、各会議体（デザインレビューなど）を通して製品安全性評価を実施しました。2021年度実施率は、100%です。
☆ 製品の安全に関わる規制や、自主的規範に違反した事例の件数 （罰金または処罰、警告、自主的規制違反に分けて記載）	416-2	—	●	●	—	製品安全に係る規制や自主的規範に違反した事例はありません。	製品安全に係る規制や自主的規範に違反した事例はありません。	製品の提供や使用に関する法律や規制に違反した事例が1件ありました。 米国でホース製品においてリコールを実施しています。なお、再発防止策はすでに完了しています。
<b>■製品およびサービスのラベリング</b>								
当社グループの製品について、以下の項目で、ラベリングによる情報開示が社会から求められている項目（有/無 で回答） 1) 製品の部材調達に関する情報 2) 環境や社会に影響を及ぼす可能性のある物質に関する情報 3) 製品の安全な使用に関する情報 4) 製品の廃棄および環境・社会に与える影響に関する情報	417-1	—	●	●	—	1) 無し 2) 有り (SDS) 3) 有り (タイヤの空気圧・残溝の表示) 4) 有り (梱包材・容器)	1) 無し 2) 有り (SDS) 3) 有り (タイヤの空気圧・残溝の表示) 4) 有り (梱包材・容器)	1) 無し 2) 有り (SDS) 3) 有り (タイヤの空気圧・残溝の表示) 4) 有り (梱包材・容器)
上記で「有」に該当する製品数の割合		—	●	●	—	100%	100%	100%
☆ 製品のラベリングに関する規制や、自主的規範に違反した事例 違反があった場合は件数（罰金または処罰、警告、自主的規制違反に分けて記載）	417-2	—	●	●	—	製品のラベリングに関する規制や自主的規範に違反した事例はありません。		
☆ 特定の市場で販売が禁止されているもの、公の議論の対象となっている製品（それらの製品についての対応方法）	102-2	—	●	●	—	スパイクタイヤの販売禁止の市場では、スタッドレスタイヤの普及・販売を行っています。		
☆ マーケティングコミュニケーションに関する規制や、自主的規範に違反した事例 （罰金または処罰、警告、自主的規制違反に分けて記載）	417-3	—	●	●	—	マーケティングコミュニケーションに関する規制や自主的規範に違反した事例はありません。		
<b>■コンプライアンス</b>								
☆ 製品の提供や使用に関する法律や規制の違反に対する、罰金金額およびその他の制裁措置の件数（該当する場合は事例も記載）	419-1	—	●	●	—	製品の提供や使用に関する法律や規制に違反した事例はありませんでした。	製品の提供や使用に関する法律や規制に違反した事例はありませんでした。	製品の提供や使用に関する法律や規制に違反した事例が1件ありました。 米国でホース製品においてリコールを実施しています。なお、再発防止策はすでに完了しています。
<b>□顧客プライバシー</b>								
☆ 顧客プライバシーの侵害や顧客データの紛失に関して、実証された不服申し立て 1)外部当事者の申し立てを受けた件数、規制当局の申し立てを受けた件数 2) 漏洩、盗難、紛失の総件数	418-1	—	●	●	—	顧客プライバシーの侵害や顧客データの紛失に関して、実証された不服申し立ての違反した事例はありません。 （顧客から2件照会があったが、当局に確認し漏洩ではなかった）	顧客プライバシーの侵害や顧客データの紛失に関して、実証された不服申し立ての違反した事例はありません。	顧客プライバシーの侵害や顧客データの紛失に関して、実証された不服申し立ての違反した事例はありません。



コミュニティへの参画及びコミュニティの発展

■：マテリアリティ ☆：KPI

指標	GRI スタンダード	バウンダリー				実績		
		上流	自社 単体	連結	下流	2019年度	2020年度	2021年度
<p>■地域コミュニティ</p> <p>☆ 地域コミュニティとのエンゲージメント、影響評価、コミュニティ開発プログラムを行った事業拠点の割合</p> <p>1) 正式な地域コミュニティ苦情処理システムの設置・運用 2) 地域コミュニティのニーズに基づく開発プログラムの実施 3) 環境影響評価および継続的なモニタリング</p>	413-1	—	●	●	—	<p>1) 地域からの苦情受付窓口は、ISO認証を取得している国内外生産・販売会社計45拠点全てに設置しています。(100%)</p> <p>2) 地域に対する社会貢献活動は、ISO認証を取得している国内外生産・販売会社計45拠点全てで実施しています。(100%)</p> <p>3) 法規制に対する排水・排出の監視は各生産拠点で実施しています。</p>	<p>1) 地域からの苦情受付窓口は、ISO認証を取得している国内外生産・販売会社計45拠点全てに設置しています。(100%)</p> <p>2) 地域に対する社会貢献活動は、ISO認証を取得している国内外生産・販売会社計45拠点全てで実施しています。(100%)</p> <p>3) 法規制に対する排水・排出の監視は各生産拠点で実施しています。</p>	<p>1) 地域からの苦情受付窓口は、ISO認証を取得している国内外生産・販売会社計42拠点全てに設置しています。(100%)</p> <p>2) 地域に対する社会貢献活動は、ISO認証を取得している国内外生産・販売会社計42拠点全てで実施しています。(100%)</p> <p>3) 法規制に対する排水・排出の監視は各生産拠点で実施しています。</p>
<p>☆ 進出、操業、撤退することにより、地域コミュニティに著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）を及ぼす事業所（所在地、影響）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コミュニティの物理的、経済的な孤立度</li> <li>・コミュニティにおける男女平等の程度など、社会経済的な発展のレベル</li> <li>・衛生や教育などの社会経済インフラの状態</li> <li>・有害物質の使用による健康への影響</li> <li>・汚染物質の排出による環境への影響</li> <li>・自然資源の消費</li> <li>・地域コミュニティ内からの雇用と解雇</li> </ul>	413-2	—	●	●	—	<p>・進出・操業において、その地域の環境・社会リスクを確認し、最小限の環境負荷と雇用創出を心掛けており、著しいマイナスの影響はありません。</p> <p>・撤退においては、汚染などがない運用を行っており、環境リスクはありません。地域雇用には若干の影響があります。</p>	<p>・進出・操業において、その地域の環境・社会リスクを確認し、最小限の環境負荷と雇用創出を心掛けており、著しいマイナスの影響はありません。</p> <p>・撤退においては、汚染などがない運用を行っており、環境リスクはありません。地域雇用には若干の影響があります。</p>	<p>・進出・操業において、その地域の環境・社会リスクを確認し、最小限の環境負荷と雇用創出を心掛けており、著しいマイナスの影響はありません。</p> <p>・撤退においては、汚染などがない運用を行っており、環境リスクはありません。地域雇用には若干の影響があります。</p>
■地域での存在感								
<p>☆ 重要事業拠点における、その地域で決められた最低賃金と、横浜ゴムグループが支払っている新人給与との比率（男女別）</p>	202-1	—	●	●	—	国内外の生産及び主な販売会社計66拠点全ての拠点で、その地域の最低賃金を上回る給与を支払っています。	国内外の生産及び主な販売会社計66拠点全ての拠点で、その地域の最低賃金を上回る給与を支払っています。	国内外の生産及び販売会社計144拠点全ての拠点で、その地域の最低賃金を上回る給与を支払っています。
<p>従業員以外の労働者の多くが最低賃金である場合、最低賃金以上が支払われていることの確認方法</p>		—	●	●	—	契約時に、賃金を含め、雇用条件を確認しています。	契約時に、賃金を含め、雇用条件を確認しています。	契約時に、賃金を含め、雇用条件を確認しています。
<p>重要事業拠点がある地域に、決められた最低賃金があるか否か</p>		—	●	●	—	地域・国ごとに最低賃金が決められています。	地域・国ごとに最低賃金が決められています。	地域・国ごとに最低賃金が決められています。
<p>上記、「重要事業拠点」の定義</p>		—	●	●	—	生産拠点および主要販売拠点のある国と地域	生産拠点および主要販売拠点のある国と地域	生産拠点および主要販売拠点のある国と地域
<p>☆ 重要事業拠点で地域コミュニティから採用した上級管理職の比率</p>	202-2	—	●	●	—	41.7%	49.0%	53.0%
<p>上記、「上級管理職」の定義</p>		—	●	●	—	部門長・工場長クラス	部門長・工場長クラス	部門長・工場長クラス
<p>上記、「地域コミュニティ」の地理的な定義</p>		—	●	●	—	日本、米国、カナダ、オーストラリア、ドイツ、イタリア、フィリピン、ベトナム、中国、タイ、ロシア、インド、インドネシアなど16カ国	日本、米国、カナダ、オーストラリア、ドイツ、イタリア、フィリピン、ベトナム、中国、タイ、ロシア、インド、インドネシアなど16カ国	日本、米国、カナダ、オーストラリア、ドイツ、イタリア、フィリピン、ベトナム、中国、タイ、ロシア、インド、インドネシアなど28カ国
<p>上記、「重要事業拠点」の定義</p>		—	●	●	—	生産拠点および主要販売拠点のある国と地域	生産拠点および主要販売拠点のある国と地域	生産拠点および主要販売拠点のある国と地域
<p>重要事業拠点で地域コミュニティから採用した組織管理職の比率</p>		—	●	●	—	34.1%	36.0%	37.2%
□インフラ投資および支援サービスの展開と影響								
<p>インフラ（水供給設備や道路、学校、病院など）投資や、公共の利益につながる支援を行った事業拠点数と内容の報告と分類（商業目的／現物支給／無償）および与えた影響</p>	203-1	—	●	●	—	<p>国内外生産・販売会社計45拠点で現物支給を無償で行っています。</p> <p>また、東南アジアの拠点では台風被害を軽減するため、ダムや水路の工事にもボランティアで参加しています。</p> <p>学校や施設に、タイヤ、文具（教材）、廃タイヤ遊具を支給し、トイレ整備も行っています。</p>	<p>国内外生産・販売会社計45拠点で現物支給を無償で行っています。</p> <p>また、東南アジアの拠点では台風被害を軽減するため、ダムや水路の工事にもボランティアで参加しています。</p> <p>学校や施設に、タイヤ、文具（教材）、廃タイヤ遊具を支給し、トイレ整備も行っています。</p>	<p>国内外生産・販売会社計42拠点で現物支給を無償で行っています。</p> <p>また、東南アジアの拠点では台風被害を軽減するため、ダムや水路の工事にもボランティアで参加しています。</p> <p>学校や施設に、タイヤ、文具（教材）、廃タイヤ遊具を支給し、トイレ整備も行っています。</p>
<p>横浜ゴムが地域に与える著しい間接的な経済的インパクト（プラスおよびマイナス）と特定された事例</p>	203-2	—	●	●	—	<p>プラス面：ボランティア活動による地域のインフラ整備や教育支援</p> <p>マイナス面：特になし</p>	<p>プラス面：ボランティア活動による地域のインフラ整備や教育支援</p> <p>マイナス面：特になし</p>	<p>プラス面：ボランティア活動による地域のインフラ整備や教育支援</p> <p>マイナス面：特になし</p>
<p>地域社会活動費(百万現地通貨)</p>		—	●	●	—	14百万円	(単体) 4百万円、参考：(連結) 51百万円	(単体) 14百万円、(連結) 113百万円
<p>持続可能投資/資本的支出比率</p>		—	●	—	—	2,545百万円	2,319百万円	2,673百万円
<p>地域社会活動費/税引前利益(%)</p>		—	●	●	—	0.02%	(単体) 0.01%、参考：(連結) 0.15%	(単体) 0.02%、(連結) 0.13%